

熊取町議会委員会会議録

[平成28年3月定例会]

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（2月24日）〕

平成28年3月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	8

〔議会運営委員会（3月9日）〕

平成28年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	9
選挙管理委員及び同補充員の選挙	10
その他	10

〔総務文教常任委員会〕

議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	19
質 疑	19
採 決	21
議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例	21
質 疑	21
採 決	21
議案第17号 退職管理に関する条例	21
質 疑	21
採 決	22
議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例	22
質 疑	22
採 決	22
議案第31号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議について	22
質 疑	22
採 決	23
議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）	23
質 疑	23
採 決	35

〔事業厚生常任委員会〕

議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例	38
質 疑	38
採 決	39
議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例	39
質 疑	39
採 決	40
議案第21号 学童保育所条例	40
質 疑	40
採 決	53
議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例	54
質 疑	54
採 決	54
議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例	54

	質 疑	54
	採 決	56
議案第24号	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	56
	質 疑	56
	採 決	56
議案第25号	国民健康保険条例の一部を改正する条例	57
	質 疑	57
	採 決	59
議案第26号	介護保険条例の一部を改正する条例	59
	質 疑	59
	採 決	59
議案第27号	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	59
	質 疑	59
	採 決	60
議案第28号	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	60
	質 疑	60
	採 決	60
議案第29号	南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	60
	質 疑	60
	採 決	60
議案第30号	南部大阪都市計画希望が丘二丁目（水道事業用地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	60
	質 疑	60
	採 決	60
議案第32号	環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について 泉佐野市と協議することについて	61
	質 疑	61
	採 決	61
議案第33号	町道路線認定について	61
	質 疑	61
	採 決	61
議案第35号	平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）	61
	質 疑	62
	採 決	62
議案第36号	平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	62
	質 疑	62
	採 決	62
議案第37号	平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	63
	質 疑	63
	採 決	63

議案第38号	平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）	63
	質 疑	63
	採 決	63
議案第39号	平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）	63
	質 疑	63
	採 決	63
議案第40号	平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）	63
	質 疑	63
	採 決	64

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成28年2月24日(水曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	坂上 巳生男	副委員	長	文野 慎治
	委	員	坂上 昌史	委	員	阪口 均
	委	員	渡辺 豊子	委	員	矢野 正憲
	委	員	鱧谷 陽子	議	長	重光 俊則

欠席委員 なし

説明員	町	長	藤原 敏司	企画部長	南 和仁
-----	---	---	-------	------	------

	総務部	長	泉谷 徹		
--	-----	---	------	--	--

事務局	局	長	阪上 清隆	書記	阪上 章
-----	---	---	-------	----	------

付議審査事件

- 1) 平成28年3月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長(坂上巳生男君) 皆さん、おはようございます。

本日は平成28年3月熊取町議会定例会の運営について審議をしていただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(坂上巳生男君) まず初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。泉谷総務部長。

総務部長(泉谷 徹君) おはようございます。

今議会に提案をさせていただきます案件につきましては47件ございますので、ちょっと時間のほうが長くなると思いますけれどもよろしくお願ひいたします。

平成28年3月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づきご説明をさせていただきます。順序につきましては、議会の進行に基づきご説明させていただきます。

まず、案件の概要でございますが、行政報告及び報告案件につきましては、案件はございません。

次に、予定議案につきましては、人事案件が4件、条例改正が13件、新たな条例設定が7件、泉州南消防組合規約の変更に関する協議についてが1件、環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについてが1件、町道路線認定についてが1件、補正予算が13件、平成28年度予算が7件、合計47件でございます。

それでは、各案件内容についてご説明をさせていただきます。

1件目の副町長の選任同意につきましては、前副町長清水正弘氏が平成28年1月26日付で退職されましたので、後任として中尾清彦氏の選任について議会の同意を求めるものでございます。

2件目の固定資産評価員選任同意につきましては、前固定資産評価員清水正弘氏が平成28年1月26日付で辞職されましたので、後任として中尾清彦氏の選任について議会の同意を求めるものでござ

ざいます。

3件目の監査委員の選任同意につきましては、監査委員谷口昇一郎氏の任期が平成28年3月31日付で満了いたしますので、同市の再任について議会の議決を求めるものでございます。

4件目の教育委員会委員の任命同意につきましては、教育委員会委員代谷誠治氏が平成28年3月31日付で辞職をいたしますので、同市の後任として梶山慎一郎氏の任命について議会の同意を求めるものでございます。

5件目の一般職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年8月6日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

6件目の常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例及び7件目の議会議員報酬等条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年8月6日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の勤勉手当の支給月数を引き上げることに合わせ、常勤特別職職員並びに議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、2件の条例案を提出するものでございます。

8件目の町長の給与の特例に関する条例につきましては、行財政改革の推進のメッセージとして町長の給与を減額するため、この条例案を提出するものでございます。

9件目の平成27年度熊取町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,269万1,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、人事院勧告及び退職手当などによる人件費の補正でございます。

10件目の平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万円を追加するものでございます。主な補正内容は、人事院勧告などによる人件費の補正でございます。

11件目の平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ20万1,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、人事院勧告による人件費の追加及び退職者による人件費の減額補正でございます。

12件目の平成27年度熊取町後期高齢医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ93万7,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、人事院勧告による人件費の追加及び育児休業による人件費の減額補正でございます。

13件目の平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ262万9,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、人事院勧告による人件費の追加及び育児休業による人件費の減額補正でございます。

14件目の27年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入において8万2,000円の追加、収益的支出において199万1,000円の追加、資本的支出において19万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、人事院勧告による人件費の追加及びこれに伴う他会計補助金及び引き当て繰入金の追加補正でございます。

15件目の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、行政不服審査法を全部改正する行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備が必要となるため、この条例を提出するものでございます。

16件目の地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

17件目の退職管理に関する条例につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、職員の退職管理に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものでございます。

18件目の非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、労働者災害補償保険法による年金たる給付と厚生年金保険法による年金たる給付との併給調整の規定が改正されることにあわせて、非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提

出するものでございます。

19件目の議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日から施行され、農業委員会等に関する法律が改正されることに伴い、議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

20件目の消費生活センター条例の一部を改正する条例につきましては、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日から施行され、消費者安全法の改正を行うことに伴い、消費生活センター条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

21件目の学童保育所条例につきましては、本町が児童福祉法第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業を実施するに当たり、当該事業の実施施設である熊取町学童保育所の設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

22件目の附属機関条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業の実施施設である熊取町学童保育所の指定管理者の選考に関する審議を行う機関として、本町の附属機関に新たに指定管理者選定委員会を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

23件目の保育所条例等の一部を改正する条例につきましては、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行により、児童福祉法に基づく保育士と同様の業務に携わることができる国家戦略特別区域限定保育士が創設されたことに伴い、大阪府において保育士確保の取り組みとして、特区制度を活用し国家戦略特別区域限定保育士事業を実施することから、府内の保育所等において就労できる枠組みが必要となるため、この条例案を提出するものでございます。

24件目の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が平成28年2月3日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

次、裏面をごらんください。

25件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険の賦課限度額を引き上げ、応能負担の適正化を図るため、また国民健康保険法施行例の一部を改正する政令が平成28年1月29日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険料の負担の適正化を図る必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

26件目の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年度税制改正により減免の申請期間が見直されたことに伴い、介護保険料の減免の申請日についても見直すため、この条例案を提出するものでございます。

27件目の指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、同基準に準じて定めている本町の条例を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

28件目の指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、同基準に準じて定めている本町の条例を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

29件目の南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に

つきましては、熊取駅西地区の良好な市街地環境の形成を図るために定める地区計画の内容のうち、特に重要な事項について、その実現を確保するため、建築基準法の規定に基づき、この条例案を提出するものでございます。

30件目の南大阪都市計画希望が丘二丁目（水道事業用地）地区地区計画の地区内における建築物の制限に関する条例につきましては、周辺の低層住宅のゆとりある住環境を保全するために定める地区計画の内容のうち、特に重要な事項について、その実現を確保するため、建築基準法の規定に基づき、この条例案を提出するものでございます。

31件目の泉州南消防組規約の変更に関する協議につきましては、泉州南消防組規約の執行機関の選任及び任期を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町と協議するため、同法第290条の規定により提案するものでございます。

32件目の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することにつきましては、大阪府環境農林水産行政事務に関する事務処理の特例に関する条例に規定に基づき、大阪府から権限移譲を受ける環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について、泉佐野市と協議するため提出するものでございます。

33件目の町道路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、5路線の町道路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

34件目の平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,711万8,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入につきましては、国・府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出につきましては、300万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のもの、また熊取町文化振興財団の開催に伴う出資金、返還金及び財政調整基金への積み立てなどの補正でございます。

35件目の平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ373万1,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、社会資本整備総合交付金の確定に伴う減額及び平成26年度流域下水道事業市町村負担金の精算などによる補正でございます。

36件目の平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、主な補正内容は、平成27年度繰入額の確定により、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金等の補正に伴う財源調整によるもので、歳入歳出それぞれの額につきましては、増減はございません。

37件目の平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ553万2,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入につきましては、被保険者数の増等に伴う保険料と保険基盤安定繰入金の増額補正、歳出につきましては、被保険者数の増等に伴う大阪府後期高齢者医療広域連合負担金の増額補正などによる補正でございます。

38件目の平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ222万6,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の減及び介護保険システム改修補助金の内示による補助金の補正などによる補正でございます。

39件目の平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ313万2,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、永代使用料及び管理手数料確定見込みによる減額などによる補正でございます。

40件目の平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出の既決予定額に332万6,000円を追加及び資本的収入の既決予定額から1,400万円を減額するものでございます。主な補正内容は、住民訴訟に要した訴訟費用の負担金及び耐震化施設整備工事の工事費確定

による一般会計出資金の減額などによる補正でございます。

41件目の平成28年度熊取町一般会計予算につきましては、町長選執行に伴い、骨格予算となっております。予算額は前年度に比べ2.0%減の127億9,718万円でございます。主な内容ですが、主要な歳入である町税につきましては、個人所得の減少及び地価下落などにより、全体として約1.1%の減、また地方交付税は約6.8%の増、株式譲渡所得割交付金が約67.3%の増、国・府支出金は約7.0%の減となっております。歳出では、国際交流事業としてミルデューラ市への青少年派遣事業及び一般町民ツアーに係る経費、町有財産管理事業として公共施設等総合管理計画策定のための経費、民間保育所等助成事業としてすみれ保育園の開園に伴う経費、保育所運営事業として北保育所耐震補強工事などに係る経費などがございます。

42件目の平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算につきましては、予算額は前年度に比べ10.8%増の13億6,866万8,000円でございます。主な内容は、小垣内、大宮、久保地区などでの公共下水道面整備工事に係る経費及び流域下水道建設費負担金などを計上し、年度末人口普及率を78.8%を目標としてございます。

43件目の平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、保険給付費が近年の給付費の伸び等から増加となり、予算額は前年度に比べ1.7%増の63億4,598万2,000円でございます。

44件目の平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者数の増加等に伴い、予算額は前年度に比べ3.7%増の4億9,155万5,000円でございます。

45件目の平成28年度熊取町介護保険特別会計予算につきましては、地域包括支援センターの委託料の増などにより、予算額は前年度に比べ4.8%増の33億4,625万円でございます。

46件目の平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましては、墓園使用者の永代使用料の減及び管理手数料等の増などにより、予算額は前年度に比べ22.0%減の4,165万4,000円でございます。

最後に、47件目の平成28年度熊取町水道事業予算につきましては、収益的収入の事業収益は9億8,445万9,000円で、前年度に比べ2.16%の減、これは給水収益の減などによるものでございます。また、収益的支出の事業費は9億7,293万1,000円で、前年度に比べ0.11%の増、これは各施設における計器の定期点検の該当年に当たることから、増額となったものでございます。次に、資本的収入につきましては2億1,683万円で、前年度に比べ12.66%の増、資本的支出につきましては5億934万6,000円で、前年度に比べ17.61%の増となっており、これは公共下水道工事に伴う水道管移設工事及び国道170号給配水管布設替工事設計業務などによるものでございます。

なお、追加予定議案でございますが、平成27年度熊取町一般会計補正予算（第8号）及び平成28年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の2件を予定してございますので、よろしく願いいたします。

以上で、平成28年3月議会定例会に提案させていただきます案件のご説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

委員長（坂上巳生男君）次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表のとおり3月1日から3月24日までの24日間といたします。

本会議の開会については、3月1日から4日、7日及び24日の5日間といたします。各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を3月11日に、事業厚生常任委員会を3月9日にそれぞれ開催いたします。予算審査特別委員会の開催については、3月16日、18日、22日及び23日の4日

間といたします。また、第2回目の議会運営委員会につきましては3月9日に、議員全員協議会を3月11日に開催いたします。

以上のとおり、平成28年3月熊取町議会定例会の会期及び会期日程を設定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、会期及び会期日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問及び会派代表質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。一般質問につきましては2月16日の正午に、会派代表質問につきましては2月22日の正午にそれぞれ通告を締切った後、くじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第4 議案第1号 副町長の選任同意についての件は、一般質問の前に、委員会付託を省略し、本会議で審議させていただきます。

次に、日程第6 議案第2号 固定資産評価員の選任同意についての件、日程第7 議案第3号 監査委員の選任同意についての件、日程第8 議案第4号 教育委員会委員の任命同意についての件、日程第9 議案第5号 一般職職員給与条例等の一部を改正する条例についての件、日程第10 議案第6号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例についての件、日程第11 議案第7号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第8号 町長の給与の特例に関する条例の件、日程第13 議案第9号 平成27年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の件、日程第14 議案第10号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件、日程第15 議案第11号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の件、日程第16 議案第12号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件、日程第17 議案第13号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件及び日程第18 議案第14号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算(第2号)の件、以上の13件は委員会付託を省略し、本会議で審議させていただきます。

次に、日程第19 議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件、日程第20 議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件、日程第21 議案第17号 退職管理に関する条例の件、日程第22 議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例の件、日程第35 議案第31号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件及び日程第38号 議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算(第7号)の件、以上の6件は総務文教常任委員会に付託し、審査をしていただきます。

次に、日程第23 議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例の件、日程第24 議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例の件、日程第25 議案第21号 学童保育所条例の件、日程第26 議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例の件、日程第27 議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例の件、日程第28 議案第24号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第29 議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第30 議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第31 議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第32 議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第33 議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件、日程第34 議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目(水道事業用地)地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件、日程第36 議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについての件、日程第37 議案第33号 町道路線認定についての件、日程第39 議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件、日程第40 議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別

会計補正予算（第5号）の件、日程第41 議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、日程第42 議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件、日程第43 議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件及び日程第44 議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件、以上の20件は事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第45 議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算の件、日程第46 議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算の件、日程第47 議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第48 議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第49 議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第50 議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第51 議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算の件、以上の7件については、予算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、平成28年3月熊取町議会定例会の運営を行うことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、平成28年3月熊取町議会定例会の運営については以上のとおり決定いたします。

ここで理事者の皆様方にはご退席をお願いいたします。

（「すみません、ちょっと聞きたいことがあるんですけど」の声あり）

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） すみません。今回、議案の日程第3に施政方針表明というのが上がっているんですけども、藤原新町長が誕生いたしまして、新町長からの所信表明というのがあの中にあるのかと思うんですが、会派代表質問につきましては、国のほうでもそうですが、町長もまたそういった方の所信表明があって、その上での会派代表質問になっているかと思うんですが、その中で今回ちょっと町長のほうの所信表明がまだいまだに示されていないわけなんですけど、議長のほうからは25日に添付されるというふうに聞いているんですけども、会派代表質問の通告の締めが22日でありまして、予算書とか出されたのは16日やったと思うんですけども、その日までに町長の所信表明を示していただきたかったんですけども、そのときに同時に示していただきたかったんですけども、それがかなわなかった理由につきましては、ちょっと教えていただきたいんですが。

委員長（坂上巳生男君） 南企画部長。

企画部長（南 和仁君） 所信表明につきましては、先ほど渡辺議員がおっしゃっておりますように、あす配付させていただきます。先ほどご質問のありました28年度の運営方針と一緒にというお話だったと思うんですけども、何分にも新しく町長が、先日、ご選挙をされてご就任をされたということで、若干、所信表明を作成するのにいろいろとる調整するところもございましたし、町長のご意志も十分に反映したものということで、作成に少しお時間をいただきましたということで、今回このような形で、あすの配付ということになったわけでございます。その点、非常に会派の質問の際に参考にならなかったという点については、非常に申しわけなく思っておりますが、若干、時間を要したというところにちょっとご理解いただきたいなというように考えております。

以上です。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） そういう理由ではいたし方がないのかと思うんですが、一応、日にちとしては16日間あったかと思しますので、ちょっといとまがないというところが理解しにくい点もあります。田尻町におきましては、昨年11月22日に選挙だったので、12月議会、いとまがないということで、12月の所信表明は後になって、会派質問等は日程が後ろになったという方向があったというふうには聞いております。しかし、熊取町におきましては、16日間あったのではないかなというふうに思い

まして、ちょっと早く出していただきたかったなという願望がありまして、聞かせていただきました。

委員長（坂上巳生男君）よろしいですか。

委員（渡辺豊子君）はい、よろしいです。

委員長（坂上巳生男君）それでは、理事者の皆様方にはここでご退席をお願いいたします。

お疲れさまでした。

（理事者退席）

委員長（坂上巳生男君）次に、意見書等の取り扱いについてでございますが、意見書、要望書等決定一覧をごらんください。

まず、意見書につきましては、7件提出されております。

渡辺議員から軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書（案）、TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書（案）、児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）及び地方公会計の整備促進に係る意見書（案）の4件、鱧谷議員から奨学金制度の充実を求める意見書（案）、地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないよう求める意見書（案）及び「安全保障関連2法」廃止を求める意見書（案）の3件で、以上の7件の意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回3月9日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等3件についての紹介は省略いたします。

以上で、平成28年3月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（「10時44分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長 坂上巳生男

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成28年3月9日(水曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	坂上 巳生男	副委員	長	文野 慎治
	委	員	坂上 昌史	委	員	阪口 均
	委	員	渡辺 豊子	委	員	矢野 正憲
	委	員	鱧谷 陽子	議	長	重光 俊則

欠席委員 なし

説明員	町	長	藤原 敏司	副町長	中尾 清彦
	企画部	長	南 和仁	総務部長	泉谷 徹
事務局	局	長	阪上 清隆	書記	阪上 章

付議審査事件

- 1) 平成28年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 3) その他

委員長(坂上巳生男君)皆さん、こんにちは。本日は平成28年3月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

(「13時29分」開会)

委員長(坂上巳生男君)初めに、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。泉谷総務部長。

総務部長(泉谷 徹君)それでは、平成28年3月議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきまして、お手元の資料に基づきご説明のほうをさせていただきます。

追加案件につきましては、追加予定議案といたしまして3件でございます。資料のほうの3ページの追加予定議案の欄をごらんください。

追加予定議案につきましては、人事案件が1件、補正予算が2件、合計3件でございます。

それでは、各案件内容につきまして、ご説明のほうをさせていただきます。

1件目の教育長の任命同意につきましては、教育長西牧研壮氏が平成28年3月31日付で辞職いたしますので、同氏の後任として勘六野 朗氏の任命について議会の同意を求めるものでございます。

2件目の平成27年度熊取町一般会計補正予算(第8号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,903万7,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、平成27年度国の補正予算に係る地方創生加速化交付金、情報セキュリティ強化対策事業費補助金、個人番号カード交付事業費補助金の活用に係る経費及び退職手当などの増額補正でございます。

3件目の平成28年度熊取町一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,751万2,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、臨時福祉交付金、年金生活者等支援臨時福祉交付金及びこれらの給付に係る経費などの増額補正でございます。

以上で、平成28年3月議会定例会にご提案させていただきます追加案件についての説明とさせて

いただきます。

委員長（坂上巳生男君）ただいま説明のありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件につきましては、3月24日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本件については追加議案として上程し、委員会付託を省略して本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様の退席をお願いいたします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

委員長（坂上巳生男君）それでは、選挙管理委員及び同補充員の選挙の件について、議会議務局長から説明をお願いいたします。阪上議会議務局長。

議会議務局長（阪上清隆君）それでは、選挙管理委員及び同補充員の選挙について説明いたします。資料は議会選挙第1号（案）選挙管理委員及び同補充員の選挙という資料をごらんください。

選挙管理委員及び同補充員の任期が平成28年3月29日で満了となり、選挙管理委員及び同補充員の選任の選挙につきましては、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、議会において選挙することとなっております。本町におきましては、議会申し合わせ事項により、選挙管理委員及び同補充員の選挙は指名推選によることとし、議会運営委員会において事前に選考することとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

委員長（坂上巳生男君）説明が終わりましたが、選挙管理委員及び同補充員の任期は4年であります。選挙管理委員及び同補充員の選挙は事務局の説明のとおり、指名推選によることとし、選挙管理委員及び同補充員の候補者は資料に記載の方々と、補充員の補充順序につきましては、記載の順序のとおりといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、選挙管理委員及び同補充員の選挙は指名推選によることとし、選挙管理委員及び同補充員の候補者は資料に記載の方々と、補充員の補充順序につきましては、記載の順序とすることといたします。

次に、先日持ち帰っていただきました意見書7件について、ご意見をいただきます。お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書（案）について、ご意見等を承ります。

ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この意見書は、消費税10%を引き上げることを初めの条件としておりまして、私たちは消費税というのは低所得者にきついあれですし、幾ら軽減税率があるといっても8%から10%になるというのは、年間4万円以上の負担になるということで反対しておりますので、この意見書は提出したくないと思っております。

以上です。

委員長（坂上巳生男君）それでは、渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今、鱧谷委員が言われましたように、消費税につきましては、低所得者に対するそういった負担の軽減というものが必要であります。そういった意味で、軽減税率の導入というところ

ろを言っているわけでありまして、消費税導入に向けて、消費税というものは、今、共産党がいつも言われている慰労年金介護、子育て支援、そういった分のサービスについて拡充するために、消費税を導入という形になって、国のほうで決めております。

その中で、でも低所得者に対して、ふだん生活する中で負担の軽減というところでどういったものが軽減できるかというところで、今、国のほうでは軽減税率を用いて食料品、一番生活必需品となる食料品、加工品や生鮮食料品、そういったものも含めて、ふだん買い物する中で軽減できるものは何かというところで、軽減税率が必要やという方向になっております。でも、そういった中でそれをするときに、事業者の負担もあるということで、事業者の負担をなくすためにはどうしたらいいのかというところの意見書の内容になっております。1、2、3と3つあるんですが、事業者の負担なく軽減税率が円滑に導入できるようにという意見書でありますので、その辺のところご理解をお願いしたいと思います。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 今、公明党のほうから言っていただきましたが、消費税の引き上げの分は福祉などに回っておらず、大企業の減税に使われているのが今の現状です。また、軽減税率につきましても、中小企業の皆さんに対してでもいろいろな負担がありますし、それからこういうことをするということが、そもそも軽減税率をしていいのだろうかというふうなことになってきております。やっぱり消費税10%上げずに、できれば下げていっていただけるという方向で、今でも本当に生活しづらくて、年金の人たちというのは月6万円から7万円の中で生活している。その中で、やはり軽減税率にかからないものも買っていかなければならないものというのがやはりあります。そういうときに、やっぱり10%になるということで負担がふえていく。それはあれですし、軽減税率をしなければ、こういうレジの更新ありませんし、システムの更新ありませんので、そういうところにお金を使うんでしたら、そのお金をまた福祉のほうに回していただくということでお考えいただきたいと思います。

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） なかなか消費税自体をご理解いただいていच्छゃらないみたいなので、説明してもわからないかもわからないんですが、軽減税率につきまして、低所得者対策にはなっているというところだけのご理解いただきたいと思います。年間所得、約1,500万円程度ある方におきましては、食料品につきまして消費する割合というのが15%程度なんですけれども、200万円、300万円、今、言われた年金で生活していच्छゃる方の世帯におきましては、食料品というのは約3割占めているわけなんです、家計の中で。だからその3割を軽減できるというところで、軽減税率が高所得者よりか低所得者の負担の軽減になっているというところをご理解をいただきたいと思います。この意見書を賛成できないというのは、消費税自体が反対だからこれはできないんだという共産党の考えかと思うんですが、国民の皆さんの8割は軽減税率の導入を賛成しているというところだけをご理解していただきたいと思います。

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見はありませんか。阪口委員。

委員（阪口 均君） 未来としての意見を申し上げます。

苦言を呈した上で、この意見書に賛成という立場をとります。もともと軽減税率ということに対して納得していない部分があるんですけども、ここまで来た以上は弱者といいますか、そこに対しての援助なり補助なりということが必要であろうということが考え方の根底です。

以上です。

委員長（坂上巳生男君） ほかに。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 軽減税率というふうにおっしゃいますが、10%に上がる时候に対する軽減税率であって、今、生活している者にとっては軽減税率でも何でもありません。8%のまま続いていくというだけの温存税率というんですか、そういう形で、減っているという感覚では全くないということだけ申し添えておきます。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないようですので、この意見書（案）については本会議に上程しないことにいたします。

次に、2件目のTPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。

ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）私どもTPPに関しても反対しておりますので、TPPは輸出をしやすくするというふうなことで、本当に内需にとってはマイナスがあってプラスがないと考えておりますので、本当にこの意見書（案）矛盾していると思うんです。TPPをもう前提としながら、あといろんなところに影響が出てくるところを何とかしてほしい。影響の出てるほうが私たちは大きいと感じていますので、TPPをやめることのほうが道だと思っていますし、アメリカの今、大統領選挙でも大統領になろうという方々が、TPPに対して賛成ではないというふうなこともありますので、どういうふうになっていくかというのはこれからわからないというふうなTPPの状態ですので、この意見書（案）に対しても賛同はできないという立場でいかせていただきます。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見はございませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）TPPに反対やから、またこれも反対ということなんですが、国は今その方向になっているんで、その中でいかに今の農業施策、農業水産分野を支援していくかという、国内の、そういった視点で意見書を出しているわけなんです。ですので、国の方針に反対という、だから反対というのではなくて、今、決まっている方向の中でいかに農林水産に対しての支援ができるかという、そういった視点をやっぱり持っていただきたい。その辺のところ、今そういう農林水産分野の中で担い手がない、若い人がやっぱり人材不足とか、そういった高齢化になってきているとか、そういった分に対しての支援とか、農林水産の体質強化というふうに2番に書いていますけれども、そういったものをするために、中長期的に国内産業としてどうすれば支援できるかという観点で、国のために、日本国のために考えていっていただきたいということで、意見だけ述べさせていただきます。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）まだ国会は批准はしておりませんので、TPPがもし仮に通ったとしますと、やはり安い外国の製品が入ってきて、またいろいろな添加物の入っているような商品も入ってくる恐れがあると言われております。そのようなTPPに関して、それには賛成しながら、農林水産の体質強化とおっしゃいますけれども、安い農林水産の物に対して安い物で対抗していくことは、とても日本の国としてはできないと思いますので、ぜひTPPをやめていただくという方向でいっていただかないと、私は農林水産を守っていくというのはできないというふうに考えております。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今、鱧谷委員が言われた分については、4番にちゃんと書いています。「検疫体制の強化をし、輸入食品の安全性を確保して、国民の不安を解消すること」ということで、検疫体制を強化するということが輸入食品を規制できるということなんですよ。そういったところとか、しっかり今進んでいる方向の中で日本の安全性、また農林産業を支援していくかというところの観点での意見書というところを、ちょっとわかっただけの方にはなかなかわかっただけないかもわからないのですけれども、もうそういう趣旨やというところだけご理解ください。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、それでは本意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないようですので、この意見書（案）についても上程しないことといたします。

次に、3件目の児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）について、ご意見等を承ります。

ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）抜本強化を求める意見書については、私も賛同はするんですが、児童福祉法等改正案というのがこの下の6点なのではないでしょうか。その辺ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。改正案というものについて。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ここにある6点を重視したものです。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）「早期に児童福祉法改正案を国会に提出するとともに」となっているということは、そのほかにも、この6点を含む以外にもどういうものが含まれているということかと思うんですけども、ちょっとこの児童福祉法改正案をご説明いただけますでしょうか。

委員長（坂上巳生男君）いかがですか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今ちょっと改正案自体を私、持ってきていないんですけども、それがなかったら理解できないということですか。ちょっとそれ、そしたら休憩していただけますか。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員、改正案の中身はどうしても必要でしょうか。

委員（鱧谷陽子君）また後ほどこれについて教えていただけるのであれば、それでも結構です。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、そしたら後ほどまた提示させていただきます。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見ありませんか。坂上委員。

委員（坂上昌史君）賛成なんですけれども、1個聞いておきたいところが、記の一の『「子育て世代包括支援センター」を法定化し』というところなんですけれども、熊取町としては同じような事業をもうやっていると思うんですけれども、この「法定化し、全国展開を図る」というのを入れた意図を聞いておきたいなと思います。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）まだ熊取町もこれ子育て世代包括支援センター、設立はできていないんです。子育てのワンストップ化なんです。子育て支援の中でいろいろな相談の窓口がやっぱり妊娠、出産、子育ての段階を踏む中で、窓口がまだ一本化されていないので、それがやっぱり一つのワンストップというんですか、窓口が1つになることによって、スムーズに子育て支援が進むというところで、そういったセンターといいましても建物を建てるとかそういったものではなくて、窓口の一本化という、そういったものが必要やということで、今のほうでもそういったものを制度化するよというところのものを提示しております。それをやっぱり全市町村でそれができるようにということを進めてほしいというところです。

委員長（坂上巳生男君）よろしいですか。

ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、本件意見書（案）について意見等をまとめます。

反対者がいませんので、追加議案として本会議に上程することにいたします。

次に、4件目の地方公会計の整備促進に係る意見書（案）についてご意見等を承ります。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）これに反対するものでもないんですが、1項目、2項目、3項目に関しては、もう予算措置がされて一部おりてきていると聞いております。これを出すことによって、29年度までに増額されるのかどうか。その辺について、お聞かせいただけますでしょうか。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）もう措置を全てされているのでしょうか。3番も全てやっているのでしょうか。2

番とかそんな専門家派遣とか、私はまだこれ措置されていないと思って出させていただきましたが、委員長（坂上巳生男君） 鯉谷委員。

委員（鯉谷陽子君）既に予算化はされている、まだ研修はされているというのは聞いていませんけれども、予算化はされたという話を聞きました。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今まだ予算委員会をやっている中での話かと思うんですけども、参議院のほうで、国のほうで全て賛成していただけたら成立というところなんですかね。であるならば、意見書も出して早期成立に向けたほうがいいのではないのでしょうか。

委員長（坂上巳生男君） 予算措置の問題については、ちょっと詳細わかりかねる部分があるかと思いますが、鯉谷委員、これは別にそれが不明だからといって反対というわけではないんですね。賛否には特に問題はないということで。

ほかにご意見等はございませんか。 阪口委員。

委員（阪口 均君） 地方公会計というのは、統一した会計制度を整備するということですので、ここに書かれている要望についてはもっともなことだというふうに思っております。賛成するものです。

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、それでは本件意見書（案）について意見等をまとめます。

反対者がありませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、5件目の奨学金制度の充実を求める意見書（案）について意見等を承ります。

ご意見等はありませんか。 ございませんか。 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 意見ではないんですが、奨学金制度は国のほうでもそういうふうに給付型奨学金制度と、今、予算で計上しておりますうちの公明党といたしましても、本当に経済的な面で勉強ができない、そういうことのないようにということで、奨学金制度の拡充につきましては常に前向きに取り組んで、国の中でもこういった給付型奨学金制度や、また返済も猶予できるようなそういった制度ということの提案もし、今、予算の中でそういった制度が上がっております。ですので、今、国会で審議されている中で、共産党も国会の中でその案について賛成していただけたらと思っております。その意見だけを申し述べさせていただきます、この意見書は賛成させていただきます。

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。

反対者がおりません。全会一致とみなされますので、追加議案として上程することにいたします。

次に、6件目の地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないよう求める意見書（案）についてご意見等を承ります。

ご意見等はありませんか。 阪口委員。

委員（阪口 均君） 今この問題については、賛否両論、世の中意見を交わされていますけれども、辺野古の新基地がもしできないとするならば、今の基地を存続させるのかという問題になってくると、それもノーとなってしまうと、果たして日本の国をどういう形で守るのかということにもつながってきます。やはり我々の力で我々の国を守ることが義務であるし、根底にあると思っておりますので、対案がないとすれば、これは意見書として出す内容にはならないのかなというふうに考えます。以上です。

委員長（坂上巳生男君） 鯉谷委員。

委員（鯉谷陽子君） 日本に基地があっがいいのかというふうなことが、本当に大きな問題だと思うんです。日本は国として独立した国でありながら、沖縄では70%が基地であり、東京の近くにも基地があり、その基地があるということ自体がやっぱり日本の国としての独立性を損なっているのではないかという旨、私は感じております。基地を使うことを定めた制度の中でも、1年前にアメリカに

通告すれば基地返還ができるというふうな条例もありますので、フィリピンなどではそれを使ってアメリカの基地を撤廃しました。だからといって、フィリピンがすぐにどこかから襲われているというふうな感じはありませんし、9条のある国の日本ですから、やはりそういう意味では軍事は持たない、戦争するような危険のあるものは持たないというのが、やはり一番正しい道ではないかと思えます。

けんかでもそうなんですけれども、たたかれたからといってたたき返していくと、いつまでたっても終わりません。やはりちゃんとした警察権というんですか、国連がしっかりと話し合いを持って紛争は解決していく、その道しか人類が生き残っていく道はないのではないかと。今の韓国と北朝鮮の状態も考えても、そこでもう即発してしまえば、世界全体が危機に陥ってしまうような状況が起こり得るといふようなことを考えると、とても戦争というんですか、起こしてはならない、してはならないという気持ちを今強く思っています、ぜひ辺野古の基地を建設せずに、日本から基地がなくなる日が一日でも早く来ることを願って、この意見書を出しております。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見はありませんか。阪口委員。

委員（阪口 均君）鯉谷委員が今おっしゃったことも事実な部分もあると思いますけれども、日米安保というのがあって、日本に米軍基地もありますけれども、それがあって平和が保たれているという部分も決して間違いではありません。それと、フィリピンがという話がありましたけれども、皆さんがご存じのように、南沙諸島の中国が軍事基地、今でももう既に基地として利用し始めているというふうな事実もあります。中国の悪口を言うんじゃないんですけれども、国民性として徐々に徐々に押し込んでくるようなそういう体質の国ですから、フィリピンもいつの日かやり込められるようなときが来るような気がします、私は。したがって、先ほども言いましたけれども、自国は自国で守ることがベースやと思いますので、特に冷戦状態とまた言われているようなこの時代ですんで、ある程度の軍事力は持った上で、抑止力につなげていくという考え方は正しいのかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しませんので、本意見書（案）は上程しないことにいたします。

次に、7件目の「安全保障関連2法」廃止を求める意見書（案）について、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。阪口委員。

委員（阪口 均君）安全保障関連2法というのは、もしこれを廃止したとしたときにどこが喜ぶかという、やはり中国であり、韓国が一番喜ぶ法案廃止になると思います。先ほども言いましたけれども、日本は日本国民で日本を守るのがベースだと私は思っていますので、一部の踊らされた反対勢力が動き出したことによって、全ての世論がそっちを向いているかのような報道をされていますけれども、必ずしも日本人みんながああいう気持ちを持っているものだというふうには私は考えておりません。したがって、この意見書については賛成しかねるという立場でございます。

以上です。

委員長（坂上巳生男君）鯉谷委員。

委員（鯉谷陽子君）安全関連2法案につきましては、やはり大勢の人たちが、憲法が変えられていないのにその憲法を変えてというか、違憲である安全保障2法案を通してしまったということに対しては、ほとんどの国民の理解は得ていないと思うんです。安全保障関連2法案というのは、やはり先に憲法の9条を変えるべきであると言われていた方がほとんどだと思います。それをせずに、アメリカと一緒に世界どこにでも戦争ができるというような法律をつくってしまったということは、絶対に認められないし、憲法違反の法律だということで、私たちはこの意見書を通していただきたいという思いでおります。

委員長（坂上巳生男君）ほかにありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）もう通らないことになっているんで言う必要もないかもわからないですけども、安全保障関連法案というのは、先ほど鯉谷委員が言われていたように、戦争するための法案ではないという、戦争法案ではないというところだけを主張させていただきます。戦争をしないための抑止的な安全保障のための法案なんで、その辺の勘違いをぜひともちゃんと是正していただきたいなと思います。憲法違反やというふうに憲法論者は言うておりますが、憲法論者は自衛隊自体も憲法違反やと言っているんです。自衛隊を持つこと自体も。自衛隊がどれだけ世界で評価され、後方支援として日本が評価されているかというのは皆さんご存じやと思うんです。その自衛隊が憲法違反やと言っている憲法論者の考え方と政治を担う国会の中で国を守るための責任者としては、国民の命を守るために安全保障関連法案が必要やというところをぜひとも理解していただきたいと、それだけ意見を述べさせていただきます。

委員長（坂上巳生男君）鯉谷委員。

委員（鯉谷陽子君）平和を守るための法律だとおっしゃいますが、南スーダンのPKO活動などでも内部闘争のところに駆けつけ警護で武器を持って自衛隊とアメリカが言っているというふうな、そういうふうな状態というのは、世界的に見ても日本とアメリカというのは同等に見られ、これからそういうふうなイラクとか、そういうところにもし行くとすれば、テロから見ればアメリカと一緒に攻撃をしている日本という攻撃をしている日本というふうな感じで見られ、テロに狙われていく日本になっていくという不安のほうは私は大きいのではないかと考えます。そのこともお考えいただけたらというふうに感じております。

委員長（坂上巳生男君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しませんので、この意見書（案）については上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、平成28年3月定例会閉会から平成28年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

以上で、平成28年3月熊取町議会定例会における追加議案の取り扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

ごめんなさい。なお、追加議案書につきましては、3月18日に配付予定となっております。ご協力ありがとうございました。

（「14時11分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長 坂上巳生男

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 平成28年3月11日(金曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	服部 脩 二	副委員 長	阪口 均
	委員	文野 慎 治	委員	坂上 昌 史
	委員	渡辺 豊 子	委員	矢野 正 憲
	委員	坂上 巳生男	議 長	重光 俊 則

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏 司	副町 長	中尾 清 彦	
	教 育 長	西牧 研 壮	企 画 部 長	南 和 仁	
	企 画 部 理 事	明松 大 介	総 務 部 長	泉 谷 徹	
	総 務 部 理 事	阪上 敦 司	総 務 部 理 事	田 宮 克 昭	
	住 民 部 長	貝口 良 夫	兼契約検査課長	住民部統括理事	吉 田 潔
	住 民 部 理 事	藤原 伸 彦	健康福祉部長	健康福祉部長	中 谷 ゆかり
	健康福祉部理事	山本 浩 義	健康福祉部理事	健康福祉部理事	山 本 雅 隆
	健康福祉部理事	田中 耕 二	事 業 部 長	事 業 部 長	山 戸 寛
	事 業 部 理 事	田 畑 洋	事 業 部 理 事	事 業 部 理 事	大 西 宏
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄 彦	上 下 水 道 部 長	上 下 水 道 部 長	下 中 博 之
	教 育 次 長	小 山 高 宏	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	吉 田 茂 昭
	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典 夫	政 策 企 画 課 長	政 策 企 画 課 長	橘 和 彦
	危 機 管 理 課 長	野津 恵	財 政 課 長	財 政 課 長	東 野 秀 毅
	広 報 公 聴 課 長	三原 順	総 務 課 長	総 務 課 長	林 利 秀
	人 事 課 長	道端 秀 明	税 務 課 長	税 務 課 長	阪 上 高 寛
	収 納 対 策 課 長	塩谷 義 和	契 約 検 査 課 債 権 整 理 対 策 室 長	契 約 検 査 課 債 権 整 理 対 策 室 長	井 口 雅 和
	自 治 振 興 課 長	原田 哲 哉	環 境 課 長	環 境 課 長	島 尾 学
	環 境 セ ン タ ー 所 長	中 嘉 宏	介 護 保 険 ・ 障 がい 福 祉 課 長	介 護 保 険 ・ 障 がい 福 祉 課 長	野 原 孝 美
	生 活 福 祉 課 長	藤原 孝 二	子 育 て 支 援 課 長	子 育 て 支 援 課 長	木 村 直 義
	保 育 課 長	阪上 正 順	保 険 年 金 課 長	保 険 年 金 課 長	野 原 豊 彦
	ま ち づ くり 計 画 課 長	馬場 高 章	道 路 課 長	道 路 課 長	白 川 文 昭
	水 と み ど り 課 長	山原 栄 次	学 校 教 育 課 長	学 校 教 育 課 長	山 戸 由 紀 美
	生 涯 学 習 課 長	下中 昭 三	図 書 館 長	図 書 館 長	原 田 貴 子
事 務 局 局 長	局 長	阪上 清 隆	書 記	書 記	阪 上 章

付議審査事件

- 議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第17号 退職管理に関する条例
- 議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議について

委員長（服部脩二君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

（「10時01分」開会）

委員長（服部脩二君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますが、補足説明等ありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明1件ございますので、説明させていただきます。

委員長（服部脩二君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）失礼いたします。

大変申しわけございません。先日3月2日の本会議におきましてご提案させていただきました議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例におきまして、一部誤りがございました。本日の審議の前に訂正をさせていただきたいと思っております。ただいまより委員皆様に正誤表を配付させていただきますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

（資料配付）

それでは、訂正内容につきましてご説明をさせていただきます。

訂正部分につきましては、議案書の23ページのほうをお願いいたします。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第5条の部分です。上から6行目の部分でございます。説明につきましては、ただいまご配付させていただきました正誤表のほうでさせていただきます。右側が議案書の内容で、左のほうが訂正内容となっております。

表の上から6行目になりますけれども、下線部分「『第17条』を『次条』に改め、」という部分につきまして削除させていただくものでございます。今回、改正におきまして16条の2を新たに追加したことによりまして、次条ではなく第17条ということになりますので、この部分を削除させていただきます。第5条を正誤の左側の正しい文面でご審議をお願いしたいと思います。

審議の前にご迷惑をおかけして大変申しわけございません。今後、このようなことのないように確認作業の徹底を図ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日お配りしました2枚目は議案書の差しかえ分、それから3枚目につきましては今回の正誤による資料の差しかえ分となっておりますので、後ほど差しかえをお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長（服部脩二君）ただいま説明のありました議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、配付資料のとおり訂正した内容をもって審議することとしてよろしいか。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議ないようですので、そのように取り扱わせていただきます。

ほかに補足説明はございませんか。

（「なし」の声あり）

補足説明なしと認めます。以上で補足説明を終わります。

委員長（服部脩二君） それでは、議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） おはようございます。質疑というか、ちょっと教えていただきたいんですが、今回、行政不服審査法の改正に伴いこの条例改正というところで、本会議のほうでも説明していただきました。一応、その全部改正というところで、異議申し立てと審査請求があった分が審査請求の一本化、一元化になったというところと、審理員制度を導入したというところと、行政不服審査会というものに諮問する、そういう制度になったというところと、そしてまた、審査の期間が、請求が60日以内やったのが3カ月以内に改正されたというふうな4点というところで説明を聞かせていただいたんですが、まず、審理員ということについて、どういった方がそういった審理員になるのかというところと、そして行政不服審査会についてもちょっと説明、どういったメンバーが行政不服審査会になり、何名で構成されているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

委員長（服部脩二君） 林総務課長。

総務課長（林 利秀君） まず、審理員の者ですけれども、どういった人がというところでございます。

国の考え方というか教示につきましては、審理員については、審理員の公平性、透明性を高めるために、処分に関する手続に関与していない、いわゆる処分の担当課とは別の組織で、総務系の部署の職員で管理職以上の方がふさわしいではないかという教示がございまして。ということで、熊取町のほうは私のポスト、総務課長が審理員にということで考えてございます。

次に、審査会のメンバーということなんですけれども、これは完全な第三者機関になりますので、私の審理員が、町の職員が行った審理手続を適正性とか法の解釈を含めた審査庁の判断の妥当性、それをチェックするという機関でございまして、例えば、これも国の教示にあるんですけれども、弁護士の方々や行政に精通した方々がふさわしいではないかということがございまして。ですので、これも具体的にあるんですけれども、情報公開審査会あるいは個人情報の保護審査会のメンバーさんがふさわしいではないかということもございまして、本町のほうでは同じ審査会がございまして、その方々に内諾を得ているというふうな状況で進めさせていただいております。ですので、人数につきましては弁護士の方2名、大学の先生が2名、合計4名のメンバーでやっていきたいと考えてございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。審理員は1名というところですね。はい。

今ちょっと確認させていただきたいんですが、公平委員がいらっしゃるんですよね。公平委員はどのような位置づけになってくるんでしょう、行政不服審査会等の中、この関係においては。

委員長（服部脩二君） 林総務課長。

総務課長（林 利秀君） 公平委員につきましては職員の対象の委員会になりますから、今回設ける行政不服審査会の委員とはまた別物で、いわゆる行政不服審査会というのは住民の方々が対象といいますが、担当課が処分をするというふうな通知を投げるのは相手、住民でございまして、その対象が行政不服審査会ということの仕組みになります。

以上です。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 行政不服審査、これまでは異議申し立てと審査請求と2本あったわけですが、一本化するということが改正の主なポイントの第1番目に上げられているんですが、異議申し立て、そして審査請求と2つに分かれていたものを一本化することで住民の側にとって特に不利益というのはないんでしょうか。

委員長（服部脩二君）林総務課長。

総務課長（林 利秀君）結論から言うてでございます。いわゆる現行につきましては、異議申し立て、審査請求とも採決までには特に期限を設けるとかという規定はございませんで、その内容によっては長く審査して、町のほうで預かって採決するというようなこともございました。改正後につきましては、審査の請求があつてから採決まで一定期間が設けられるというような迅速化の内容もございます。ですので、審査請求される方につきましては一定、今までも早く採決が出たりであったりとか、あと原課、処分担当課に対しては異議申し立てというスタイルで、あと熊取町、その上に上級庁が、例えば大阪府があつたとしたらそれは審査請求という、窓口がそれぞれ違うんですけども、それが一本化されるということになりますので、よりわかりやすい制度に審査請求される方からはなつたかと思ひます。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）インターネットでもいろいろ調べたんですけども、何かわかりにくいんですよ。これまで、異議申し立てと審査請求に分かれていたということはそれなりに何か必然性があつたのではないかと思うんですけども、住民側からして異議申し立てのほうがそういう不服申し立てをしやすかつたということがあるのではないかと、異議申し立てのほうが簡便な制度であつたのではないかなという、そういう感じもしたんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（服部脩二君）林総務課長。

総務課長（林 利秀君）先ほども少し申し上げましたけれども、異議申し立てといひますのは、いわゆる上級庁がない場合、例えば具体的に言ひますと税関係の通知であつたりとかということでご通知差し上げたら、上級庁というのは基本ありませんので、窓口は町になります。それ以外の上級庁がある場合、ちょっと今具体例は出ませんけれども、大阪府の機関がもしあれば、まずは審査請求という形になれば処分した部署と違う部署、上級庁になりますから大阪府になるんですけども、そういう場合は審査請求という形で、今もわかりにくいかと思うんですけども、今、現状では、上級庁がある場合は審査請求、上級庁がない場合は異議申し立てという流れになります。中身についても、内容はどついった内容にするかというのは基本、一緒の内容をしますんで、その処分を受けた内容が正しいかどうかという、その審査する中身というのはどちらにとつても同じことになつますから、ただ、ややこしい、どこに出したらいいかというところが一本化されますから、そこはスムーズになつたかなと感じてございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今の説明ですと、これまでは上級庁のない場合については各市町村に対して異議申し立てをするということであつたということなんですけど、今回、審査請求に一本化することで、上級庁のないようなケースについても審査請求ということで、それだけ何か手続が煩わしくなつたりしてくるんじゃないんですか。

委員長（服部脩二君）林総務課長。

総務課長（林 利秀君）改正後につきましては審査請求という形一本になりますが、先ほど申しましたけれども、処分をした担当課以外の部署、いわゆる先ほど具体的に申し上げました総務部の私のポストになりますから、違うところの部署が客観的に見てどうやという判断をしますんで、一定、窓口は私ども一本になりますから、わかりやすい仕組みにはなつていひと思ひます。

以上です。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(服部脩二君)次に、議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(服部脩二君)次に、議案第17号 退職管理に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)本会議でも説明していただきましたが、再度この条例の趣旨についてご説明願います。

委員長(服部脩二君)道端人事課長。

人事課長(道端秀明君)こちらにつきましては、地方公務員の方がその職場を退職、いわゆる離職した後、営利企業等に再就職して、その後、現職の職員に対しまして職務上の行為をするように、またはしないように要求して、または依頼することにつきましては、職務の公正な執行、それから公務に対する住民の信頼を損ねるおそれがあるということで、いわゆる再就職者による依頼等の規制を行うこととして地方公務員法の改正が行われてございます。こちらに、この改正によりまして職員の退職管理に関する規定がこのたび新設されました。これを受けまして、本町におきましても退職管理に関する事項を定める必要がございますので本条例を制定させていただくという、そういう趣旨でございます。

以上でございます。

委員長(服部脩二君)坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)わかりました。

こういう条例を新たに定めるということは、これまでは今ご説明いただいたようなそういうことを規制する、そういう条例は全くなかったということなんですね。

委員長(服部脩二君)道端人事課長。

人事課長(道端秀明君)おっしゃるとおりでございます。

委員長(服部脩二君)ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第17号 退職管理に関する条例の件を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(服部脩二君)次に、議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(服部脩二君)次に、議案第31号 泉州南消防組規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)泉州南消防組規約の一部を変更に関する協議についてという議案なんですが、資料17-1に規約変更の案が出ております。ここで結局、管理者を定める規定の中で「市町」を「市」に改めると。結局、これまでは消防組合の管理者が、長の話し合いによって決めるわけなんです。その中で関係する市町で話し合って管理者を決めるとなっていたものが、町が除外されて市の長のうちからというふうに変更されるわけなんです。これははっきり言って熊取町、田尻町、岬町の町長が除外されている格好になるんですが、なぜそういう変更をしようという話になったのか、その辺のご説明をお願いします。

委員長(服部脩二君)野津危機管理課長。

危機管理課長(野津 恵君)ご質問についてお答えいたします。

まず、今回の市の長から選ぶことになった理由なんですけれども、表向きというんですか、正式には行政規模、人口規模であったり財政規模が大きい自治体のノウハウを活用するというを目的として今回、市の長の中から選ぶということで規約の変更に至ったものなんです。実際は、組合の設立当初に規約に基づいて関係市町の長のうちから管理者を選任したわけなんですけれども、これは当時の関係市町の中で話し合われて、やっぱり一番負担金の大きい、しかも本部の所在している泉佐野市の市長を管理者にすべきという、これはほかの組合でもそういった考え方でもって管理者を置かれていることが多いということもあわせ考慮されて、泉佐野市長が管理者になりました。

以後、規約上は関係市長が交代するたびに互選ということで管理者と副管理者を選任しておったんですけれども、常にずっと泉佐野市長が管理者ということでずっと選任してきたわけなんです、最初の理由をもって。ただし、今回4年も経過するというので、12月に行われた正副管理者の会議の中で、ずっと泉佐野市長にするんじゃなくてやっぱり交代していくことが一つメリットがあるんじゃないかということの中で、2年という任期を定めて、市の中で順番に回していこうということになった。これは関係市町の3市3町の首長が寄られてそういうことをお決めになったということになります。

実際は、さまざまな行政処分、事務処理するに当たっては、決裁に全ての副管理者、いわゆる関

係市町の決裁を仰ぎますし、重要な事項については正副管理者ということで寄った中で決めていかれていますので、何ら町長がそこに、要するに管理者に入っていないからといって、消防組合の運営をないがしろにされて町の意見が取り入れられないということは全くないというふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第31号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（服部脩二君）次に、議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）まず最初に、13ページの府支出金の森林環境税導入準備交付金59万8,000円です。

この環境税が導入されたことに伴って交付金というところの分が入として上がってきているかと思うんですが、この分についてちょっと説明お願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）こちらの森林環境税導入準備交付金なんですけれども、平成28年度から平成31年度まで導入されます森林環境税、要は個人府民税に係る均等割の超過税率の導入に係る分でございます。こちらにつきましては、市町村によっては徴税システムの改修費用等々がかかってくるところもございますし、また、この制度を周知するための広報に伴う準備経費として交付されたものでございます。

こちらの金額の決定につきましては、まず、基本経費としまして1団体一律50万円というのが決まっております。あと、納税義務者割として1人当たり5円ということで算出されたものでございます。

なお、こちら、システムに係る経費としまして、28年度予算になりますけれども、45万1,008円かかるということで、28年度予算のほうで要求させてもらっています。

また、広報としましては、町のホームページを初め、平成27年12月広報紙、あと28年3月広報紙のほうで既に周知が終わっておりまして、また5月広報紙のほうで掲載を予定しております。あと、その他特別徴収事業者に配布する特徴のしおりとか、住民税の申告の手引きや納税通知書等、各住民に配布するものについてもこの制度について周知する予定でございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。システム改修と、またそういう広報を周知するための準備の分として交付されたところかと思うんですが、28年度から1人300円ですか、それを開始して、これ今回は準備金という形ですが、今後、それぞれの毎年また28年から31年の4年間、その分につきましてどのように活用できるんでしょうか、その辺のところをお願いします。

委員長（服部脩二君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）町の交付金につきましては今年度1回限りということになりますので、今後入

って来る予定はございません。あと、徴収取り扱い費という感じで入ってくることもございません。委員長（服部脩二君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）ちょっと補足です。交付金そのものは町の経費がかかるということで、先ほど課長説明した内容に対して交付金をいただけるというもので、税の300円掛ける納税者割という部分については大阪府のほうに入りますので、大阪府のほうで最近、集中豪雨とかに伴う山地災害とか、こういうようなものが起こっていますので、そういうふうな部分の対策の経費に充てられるということに税の使用の目的がなっております。ですので、府内のそういうふうな集中豪雨に伴い山地災害が発生する見込みがあるようなところでの整備ということが府の事業として進められるというイメージで考えていただけたらと思います。

以上です。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。そしたら、府内でいろいろ今言うそういった災害に対する対策というところで充填されていくというところですが、本町におきましても、またそういった被害があったときにはその分の府の対策として取り組んでくださるということですね。それでまた、その分についてどんなふうに使われていったというのは府が管理していくということですね。そういった広報、どういふふうに使ったというのは府のほうのほうでしっかり広報してくれるというふうな理解させてもらったらよろしいですね。

委員長（服部脩二君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）府の担当のほうからはそういうふうな形で聞いております。月に1回の府政だより等々で、また税の使い道等については大阪府のほうも説明されるというふうな形になるかなというふうな考えております。

以上です。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。ありがとうございます。

その下のくまとりふるさと応援寄附金なんですけれども、結構皆さんふるさと納税で寄附していただいているんです。一般寄附、それぞれまた総務の管理分、児童福祉分、社会教育の分の寄附金とあるんですが、一般の寄附金につきましては8,381万5,000円というところ、かなりたくさん寄附していただいているんですが、その活用についての考え方についてどのように考えておられるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）それでは、ふるさと応援寄附金の活用についてということでご答弁させていただきます。

まず、予算書13ページにございます総務管理費、児童福祉費、社会教育費につきましては指定寄附ということで、総務管理費につきましては協働事業と指定、また児童福祉、社会福祉につきましてはそれぞれ所管の部分に対しての指定寄附ということでございますので、指定寄附について、その目的のために活用させていただくと。上段の一般寄附金につきましては指定のない寄附ということで、多額に皆さん今寄附いただいているところでございます。こちらのほうももう正直、想定以上の寄附をいただいているということで、まずは一旦基金に積み立てさせていただくんですけれども、その基金の中で今後取り崩しをしまして、これまではふるさと基金条例を定めておりますので、基本は協働のまちづくりという概念のもと、基金を取り崩してそれぞれ協働事業を実施してまいりましたけれども、そういった活用につきましては今後、基金のあり方も含めまして前向きに有効活用させていただく手だてというのを早急に考えないといけないということは考えてございます。

ただ、寄附でございますので、必ず安定してこれだけあるというのは当然何とも言えないところでございますので、一定額を何か基金からずっと使っていくというのではなくて、また、基金と

いうお気持ちをいただいている部分ですから、いわゆる給付であったりとか個人にさせていただくような用途というよりは、何か町に形が残っていく、またそれぞれ、その時々、その事業、重要な施策等もあろうかと思っておりますので、そういった財源にうまく活用できるような、そういった設計を見越して検討してまいりたいと思っております。よろしくご理解いただけますようお願いいたします。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。町に残していけるもの、本当にこの寄附の中には町民のそういう思いが入っているかと思っておりますので、そういったものに活用していただけたらと思っております。

今、それぞれの取り組みをしていく中でも要望させていただいている中で、学校施設の関係でエアコン等、町長の公約でもありましたけれども、本当に整備につきまして多額に必要やというところ、こういったせつかく寄附していただいているそういった寄附金を活用してエアコンが設置できれば、また寄附した方も喜んでいただけるかと思っております。その辺、またご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 先ほど渡辺委員からも質問のありました大阪の府税にかかわる環境税の導入準備交付金のことなんですが、これは、300円の上乗せはもうこの4月から始まるんですか。

委員長（服部脩二君） 阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君） 28年度の課税から始まります。

委員長（服部脩二君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） それに関連して、熊取町の税条例の改正とかはもう済んでいたんですって。

委員長（服部脩二君） 阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君） 今回の場合は府の税条例の改正で行われますので、本町の税条例は特にさわる必要がなかったもので、やっております。

以上です。

委員長（服部脩二君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） わかりました。町の税条例の改正は必要ないということなんです。

若干納得いかない点というのもあるんですけども、こういった臨時的な均等割の増額で環境税という名目で税を課すわけなんですけども、環境対策ということで、集中豪雨、山地災害対策ということであるわけなんです。そういう名目でそういう均等割をちょっと余分に徴収するというふうなことを安易に始めると、次から次へとそういう追加課税が出てくるのではないかと、その辺が心配されるんですが、それはここでは言っても仕方がないということで、ちょっとおいておきます。

13ページの熊取町文化振興財団損金返還金、これは3億1,060万3,000円と非常に大きな金額なんですけども、これについての使い道はどう考えておられますか。

委員長（服部脩二君） 東野財政課長。

財政課長（東野秀毅君） 今回、入のほうで3億円なりという形で金額が上がっているんですけども、現状、これからどういう形で使うのかということが全くまだ未定ですので、歳出のほうで積立金で同額を積み立てて、財政調整基金に一度プールするような形で年度を越すという形で今、処理をこの中で予定しておりますので、現状、まだ何に使うかとは全く決まっております。

以上です。

委員長（服部脩二君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） わかりました。現時点ではまだ全く使い道についての議論もしていないということですか。

委員長（服部脩二君） 東野財政課長。

財政課長（東野秀毅君） そのとおりでございます。

委員長（服部脩二君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）財政調整基金も毎年取り崩したりして減る一方ですので、基金がとりあえず一旦ふえるわけですから、それはそれでありがたいという面もあるかと思うんですが、文化振興財団の関連したお金がこうやって入ってくるわけですから、ぜひ有効に活用していただきたいというふうに考えます。

以上です。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）13ページで、渡辺委員との関連もあるんですが、ふるさと応援寄附金で答弁のほうでどのように使っていくかというふうな形でのお話があったんです。逆に、ご答弁でも思った以上にいただいているなど、ありがたいなお言葉、我々もそのように思っているんですが、これを得るために使った費用という形で数字を教えてくださいませんか。

委員長（服部脩二君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）委員おっしゃるように、ふるさと応援寄附につきましては、制度の拡充ということで、納付方法の拡充並びにお気持ちに対する謝礼ということで謝礼品の拡充もいろいろ取り組んでまいりましたので、一定、確かに経費がかかっているのは事実でございます。つきましては、歳出の予算のほうでも基金の積立額のほうが若干寄附金額より少なくなっているのは、そういった経費を一旦差し引いた部分を積み立てさせていただくという形にさせていただいておりますので、そのような形で経費がかかっております。

その経費の見込みも含めた予算ベースのところでございますけれども、これまでの寄附金に対する謝礼品の経費としましてかかった分で約3,000万円でございます。今後発生する経費としまして、予算以降の寄附に対しての部分でございますけれども、大体600万円程度はかかっております。また、クレジットカードでの納付等もできるようにしてございますので、そういった経費でも約20万円程度、ちょっと細かい数字は省略させていただいておりますけれども、一定のそういった経費というのはかかっております。

以上です。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）ありがとうございます。やはり、どことも町税も減ってきている状況の中で収入を確保する意味では、今後、来週から始まる28年度予算の中でも議論をしたいので今こうやってちょっと聞いているんですけれども、今、圧倒的にマスコミなんかも取り上げられてやっているところです。まず謝礼の品物をどんどんふやしていくとか興味を持っていただくものをやっていくとか、あるいはホームページ上でそういうのが非常に整理されて、ラインアップをいろいろそろえていて、ここにこれだけ寄附したら、今もこの金額に対して約3,000万円のお返しするもの、そういう意味合いで、やはり協力しようという人の心情に訴えるという作戦を立てていかなければいけないと思うんです。

ですから、28年もこの金額に満足することではなくて、熊取町でそういう協働のまちづくりに使えるための貴重なご寄附をいただけるためには知恵を絞って経費もかけるという意味合いについては、そういうかけたからすぐ、お金を使ったら入るといってこれは比例ではないと思うんです。やり方なんです。費用をかけるけれども実をとっていく、熊取町にそういうご寄附をいただくようなことを皆でPR、そして結果、これを費用対効果で実のあるものにしていくという意味合いで、ぜひ28年度、次の予算委員会の中でもこういうことを我が会派でも言っていきたいというふうに思っているんですけれども、成功しているところのホームページ等を見ると物すごい品物を掲げています。小さな町でもその町の特産プラス、全国からいっぱい寄附が来てその町内だけでは賄い切れなから、県の、あるいはその地域のところの特産物も含めて、我が自治体に寄附をしてくれたらこういうものもお送りしますよというような形で、やはり気持ちを揺さぶるようなことをやっているところがどうも成功しているようです。そういったことをまず今後も続けていっていただきたいと思えます。

やはり、26年にかけてのものよりも27年で少しでもいい方向にしたから、これまたふえたと思うんですね、予想以上に。だから、この波を続けていくような形でぜひ知恵をお互い絞っていく。28年度予算でもまた議論していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。特に、何かご意見あれば。

委員長（服部脩二君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）貴重なご意見ありがとうございます。

委員おっしゃるように、これまで制度を拡充したことによってここまで、制度といたしましても基本的には寄附しやすいような、寄附の納付方法の拡充もごさいますけれども、やはり謝礼品の拡充ということで、26年のときに一度まず拡充させていただきました。今までの謝礼品、はまのゆかさんのタオルセットというのでずっとお気持ちに返しておりましたけれども、謝礼品の拡充によってわずか1カ月ですけれども約1,000万円ぐらい集まりました。それを1年継続した中で、今年度は1億円を超えてきているところ。この1月からはさらに制度の拡充ということで、謝礼品のメニューも35にまでふやしましたし、一部の謝礼品に関しましては寄附金に対する割合、金額の設定も多少ベースアップさせていただいた中でメニューの拡充もしてごさいます。まずはスタートの段階で35種類でごさいますけれども、まだ現在、継続していろいろちょっとお話しさせていただいている事業者もごさいますので、随時そういった事業者のお声にもお応えして、メニューを拡充できるところは考えていきたいと。

委員おっしゃっていただいたように、本町のみならず、もともと謝礼品の拡充の段階で例えばセレッソ大阪のグッズであったりとかプレミアムセットの商品であったり、連携協定を結んでおりますロゴスコーポレーションの商品、こういったものもメニューにもう既に加えております。町域にこだわらずいろんな関連の中の商品の拡充も随時行っておりますので、この路線というのを折を見ながら継続していきたいというふうに考えてごさいます。よろしくお願ひいたします。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）ぜひ、その方向をもっと拡充するような形でやっていただけたらと思います。

次の項目なのですが、21ページで土木費、公園整備事業、13の委託料、それと15の工事請負費、マイナスで減額なのですが、この内容をすみません、もう一度詳しくお願ひいたします。

委員長（服部脩二君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）お答えさせていただきます。

まず、委託料の測量・設計・監理等委託料で1,700万円減額させていただいております。これにつきましては、予算額4,333万1,000円に対しまして執行見込み額が2,633万1,000円となりましたので、差額の1,700万円を減額させていただきました。

工事につきましては、工事請負費、公園整備工事費ですが、予算額1億1,420万8,000円に対しまして執行見込み額が1億990万8,000円となりましたので、差額の430万円を減額させていただいたものです。

以上です。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）引き算はそれでわかるんですけど、その中身をお願ひできますか。

委員長（服部脩二君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）まず、それでは委託料の測量・設計・監理委託料ですが、項目としまして永楽ゆめの森公園法面測量設計業務、希望が丘2号公園測量設計業務、永楽ゆめの森公園整備工事（その2）管理業務、若葉1号公園ほか設計業務、奥山雨山自然公園ハイキングコース改修測量設計業務、（仮称）天神山公園測量設計業務を発注させていただきまして、執行見込みが2,633万1,000円となっております。

工事請負費につきましては、永楽ゆめの森公園整備工事（その3）、永楽ゆめの森公園法面工事、熊取永楽墓苑門扉改修工事、永楽墓苑管理棟改修工事、永楽ゆめの森公園来園者カウンターほか設

置工事、永楽ゆめの森公園附帯工事（27-1）、永楽ゆめの森公園附帯工事（27-2）、希望が丘2号公園遊具更新工事、駅前公園ほか遊具更新工事を発注させていただきまして、執行見込みが1億990万8,000円となったものでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）ありがとうございます。

たしか永楽ゆめの森のときに議論もあったんですが、既存公園の整備計画が若干、年度がずれてきているというふうなことがあったんですけども、この減っている状況、今ほとんどの状況が永楽ゆめの森という関連で、一部既存の関係もあったかと思うんですが、今年度で、27年度で、おくれればせながらまずやっぱり安全面とかそういう意味で既存公園の整備をしようと思った状況もあったかと思うんです、答弁でもございましたから。それがこの3月時点でまだ手がついていない。28年度のほうへ残ってしまうんだという既存公園の整備の計画がありますでしょうか。

委員長（服部脩二君）文野委員、本件は平成27年度熊取町一般会計補正予算の件を議題としておりますので、その件につきましては予算委員会のほうで……。

委員（文野慎治君）いや、そうじゃないんです。

委員長（服部脩二君）いや、それを言うておったらもう切りがないんですよ。何ぼでも派生するんです。

委員（文野慎治君）いや、そうは思いません。

委員長（服部脩二君）議題についての質疑を行っておるんで、その辺をよく考えて質問をお願いします。文野委員。

委員（文野慎治君）委員長のおっしゃる意味が僕、ちょっと理解できません。これは27年の補正ということは、もう年度最終の、だから何が積み残したからということで、先ほどから言っているように、その事業は継続しているわけで、28年度予算も我々の議会の中でやるわけなんです。ですから、27年の補正の出ている状況で減額した内容について聞く必要は当然あるというふうに私は判断をしています。

委員長（服部脩二君）山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君）27年度に予定しておりました事業につきまして、交付金の内示が約70%ということになってございますので、その影響で長池オアシス公園の改修に係る設計業務、それと改修工事のほうを翌年度以降におくらせていただきました。あとは計画どおり執行させていただいてございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）理事者側の皆さんは理解していただいてお答えいただいておりますので、委員長、その点はまた。

公園の整備、また引き続きよろしくをお願いします。

その下なんですが、下水道事業特別会計繰り出しの部分です。訴訟関係の負担金ということでのご説明が本会議であったかと思うんですが、もう一度、細部をお願いできますでしょうか。

委員長（服部脩二君）井口契約検査課債権整理対策室長。

契約検査課債権整理対策室長（井口雅和君）直接、うちの課でこの繰出金、直結ではないんですが、内容を説明させていただきます。

こちらについては、平成21年の住民訴訟から始まりまして、損害賠償請求訴訟、弁護士報酬請求訴訟といろんな訴訟その他債権保全業務をしてきてございます。そちらの今まで要した経費につきましては、全て一般会計での予算執行をしてきてございます。その予算を全て我々、現在の契約検査課債権整理対策室の件費を除きまして、弁護士の委託料であるとか訴訟提起に係る印紙の経費、あと郵便代であるとか、その辺のもろもろの経費を全て21年から平成27年度、今年度の3月末までの執行見込みを含めまして、そちらの合計額が3,566万579円となります。

そちらを今まで全て一般会計のほうで予算化して執行してきてございますので、そちらの経費を住民訴訟で対象となった144件の建設工事の予算原課、例えば下水道工事であれば下水道特別会計、水道工事であれば水道事業会計で、144件のそれぞれの工事1件当たりで認定額が裁判の結果で示されておりますので、その経費をもって対象となる額を全て案分させていただいて集計した金額で、今回、下水道事業特別会計のほうでは947万1,808円を負担していただきます。水道事業会計のほうでは332万5,732円を負担していただいて、それはそれぞれ下水道会計、水道事業会計のほうでは出として組んでいただきまして、一般会計のほうで入としてそれを今年度受けるということになってございます。

ちなみに今では、今回の補正予算で15ページの上段の雑入の中の訴訟経費等他会計負担金、こちらのほうで1,279万8,000円、こちらは下水道特会の負担分と水道事業会計の負担分の合計額を一般会計の雑入で受けるということでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）下中上下水道部長。

上下水道部長（下中博之君）先ほど文野委員の下水道事業特別会計繰入金1,380万4,000円です。これは事業厚生下水道事業特別会計のほうで質問もあり、お答えさせていただいたんですけども、本年度の下水道事業に対する社会資本整備交付金の減額あるいは流域下水道事業債の減額等、また精算による負担金の返納金の入と、そういった予算の財源の調整分として一般会計から繰り入れた分、これが1,380万4,000円という形になります。実際、決算となれば一般会計の繰入金が恐らく減少になるという方向に進むというもので、あくまで予算上の数字ということでご理解いただきたいと思っております。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）答弁ありがとうございます。

これ、要望なんですけれども、各それぞれ144件をそれぞれの部のほうからこうやって形で出て、今回、ここの下水道の部分が出てきたわけなんですけれども、後日で結構ですので、トータルで幾らという話がありました部分を各会計で資料化、表にして、またこの議会開会中の中でお示しいただけるようなことは可能でしょうか。

委員長（服部脩二君）田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君）それは工事ごとにとということのご要望でしょうか。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）今ご答弁いただいて、ここでたまたま下水道のやつで内容を説明いただいたけれども、それぞれの部局ごとで結構です。部局の中でそういう返戻の中で、それと、もう一つついでに言うと、トータルで幾らかかったというお話がありましたよね。だから、トータルでのほうは例えば弁護士費用でトータル何ぼ払うたんや、町の弁護士には何ぼ払うたんやと、そういうふうな資料で結構でございます。

委員長（服部脩二君）田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君）集計表にいたしまして、またご提供させていただきます。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）すみません、ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）最初のほうで質問のありましたくまとりふるさと応援寄附に関連したことで1点お聞かせ願いたいんですが、当初の見込みよりも非常にたくさんの寄附をいただいて、総計で1億円を超える寄附金が集まったと。それに対して出のほうではくまとりふるさと応援基金積立金ということで8,400万円余り積み立てをしているわけなんですけど、一方で、それに要する経費として記念品などでは3,000万円を超える金額がかかっているということなんです。その分についてはこれ

までの12月議会までの補正で補正されていたんでしたでしょうか。

委員長（服部脩二君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） 謝礼品費の予算につきましては当初予算で当然、一定額を見込んで対応してございましたが、年度途中で不足が見られました。最終的には12月補正で補正もさせていただいたんですが、実は9月補正に間に合わなかったんですけれども、その段階で実は予算が不足しておりました。そこは財政課とも調整しまして予備費のほうで一旦対応いたしまして、12月に補正予算を組んで対応いたしました。実はそれ以降も我々の予想を上回る、12月補正でも正直、年度末までもたないということで、もう一度予備費の流用も含めて対応しまして、今いただいている分というのは今後、翌年度予算、4月以降の発送等になってきますので、その辺は予算のほう、現状対応できる状態でございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 12月の補正で記念品の分の額については補正をしておったが、さらにそれを超えていると。その分については今回、補正する必要はなかったということなんですか。

委員長（服部脩二君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） 3月補正で予算を組んだとしても、その分をその段階で使うというやり方はちょっと必要ないといえますか、あくまで今後発生する分というのは、いただいている分というのは翌年度、4月以降の発送になりますので、新年度予算のほうで対応できるということで3月補正の対応は考えませんでした。

以上です。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君） 同じふるさと応援寄附金なんですけれども、ふるさとチョイスというポータルサイトを使ってからどの辺の地域の方からの寄附がふえているかとかというのはわかりますか。

委員長（服部脩二君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） 正直、地域ごとの集計というのは、申しわけございません、きちりとしてございませんが、一部、何件か高額な寄附をいただいたりもしておりますが、多少イメージとしては東京圏がちょっと多いかなというような部分はございます。またその辺、件数もかなりふえておりますけれども、集計できる範囲で考えたいと思います。今後の寄附の動向も図る上では必要なデータかなと思いますので、今後また集計させていただきます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 同じく13ページの財産収入の土地売却収入504万4,000円なんですけど、どこの土地か教えてください。

委員長（服部脩二君） 白川道路課長。

道路課長（白川文昭君） 法定外公共物の町有財産の払い下げに伴う土地売り払い代金ですが、今年度、小垣内2丁目の地内とつばさが丘東2丁目、それから大久保南2丁目で、現在3件の土地売り払いについての依頼がございまして、形態のない水路敷等の売り払いを進めているところで504万4,000円の売り払い収入を見込んでいるものです。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 法定外水路敷ですね。わかりました。

次に、17ページの民生費の臨時福祉給付金、給付事業なんですけれども、国、府に返還金1,613万9,000円というところですが、この辺についてのご説明をお願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君） 藤原生活福祉課長。

生活福祉課長（藤原孝二君） 臨時福祉給付金の返還金につきましてご説明させていただきます。

こちらは、平成26年度に実施しました臨時福祉給付金事業で国のほうから補助金をいただい

た分に対しまして、実際使った額を実績報告いたしまして、その差額を今回返還するに当たりまして補正予算で計上させていただいたところでございます。

まず、補助金のほうが事業費と事務費がございます。

まず、事務費のほうが、もともと1,831万円の補助金をいただいております、臨時雇賃金や、あと電算の関係のいろんな支出がございます、それをトータルいたしますと1,637万6,000円となりまして、その差額の193万4,000円が事務費で返還する分でございます。

また、実際に住民のほうに給付いたしました事業費のほう、9,700万円の予算に対しまして給付実績のほう8,279万5,000円となりまして、その差額の1,420万5,000円をこちらも返還する。

この事務費と事業費を合計したところ1,613万9,000円となりまして、この分を予算計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。26年度の臨時福祉給付金、お一人1万円というところの給付だったと思うんですけども、一応事業費としては9,700万円、国から補助、給付を受けていた中で対象者に給付したのが8,279万円というところの差額の分を返したというご説明ですが、対象者の人数と、そして実際に給付した人数を教えてください。

委員長（服部脩二君） 藤原生活福祉課長。

生活福祉課長（藤原孝二君） まず、対象者につきましては、なかなかきっちりとした数字がございません。見込み、要は基本的には非課税の方が対象となるんですけども、ただし、非課税の方でもどちらかの扶養に入っていらっしゃる方等は対象になりませんので、町でお住まいの方でしたらわかるんですけども、町以外のお住まいの方の扶養に入っていらっしゃる方ともおりますので、なかなかきっちりとした数字はございませんが、申請者数といたしましては6,805人から申請をいただいたところでございます。ただし、その中でも申請いただいた後、税が課税されている方等もいらっしゃいましたので、そういった方は不支給というような形になっておりまして、対象になられた方に実際、給付した額が8,200万円というようになっているところでございます。

また、給付金、26年度につきましては1人1万円とプラス5,000円の加算金がございましたので、そういったところもございます。一応内訳を申し上げますと、加算金も含めて給付された方は3,253人で、加算のなかった方が3,462人という形で給付してございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。そしたら、一応町がこの人は対象であろうということで、見込みで申請書を送付したと思うんです。その人数は何人ですか。

委員長（服部脩二君） 藤原生活福祉課長。

生活福祉課長（藤原孝二君） 発注者数につきましては今ちょっと正確な数字の持ち合わせがございませんが、もともと8,467人です。8,467名が一応対象と見込んでいたところでございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。一応8,400人に対象者と見込んで送付したけれども、申請があったのはそのうちの6,800人だったということですね。その分で見込みよりか1,600人ぐらい少なくなった分、返還になってきているかと思うんですが、申請漏れとかそういったものとか、給付率というんですか、そういうところが、本当は対象者であるのに結局申請できなくて給付をいただけなかったという、そういった対象者があってはならないと思うんです。その辺はどのように担当課としては把握しているのでしょうか。

委員長（服部脩二君） 藤原生活福祉課長。

生活福祉課長（藤原孝二君） 申請勧奨につきましては、広報紙のほうには毎月ずっと掲載させていただいておりますし、町内の掲示板のほうにもお知らせをさせていただいております。また、本人

のほうにも申請をしていただくような形で文書を2回送付させていただいております。その中でもなかなかご申請いただけなかったのか、扶養の関係で対象ではなかったのかもしれないんですけども、結果として先ほどおっしゃっていただいたように1,600人余りの方が未申請であったというところでございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。これ、ずっとまた28年度も今度はお一人3万円というところのものがあるかと思うんですが、対象者に対してのそういった給付漏れのないように、しっかり取り組んでいていただきたいと思います。

下のほうの子育て世帯臨時特例給付金につきましても、国のほうに、これは児童手当対象者なのでそんなに給付漏れというものはないかと思うんですが、171万7,000円返還しているんです。この分についての説明もお願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君） 藤原生活福祉課長。

生活福祉課長（藤原孝二君） それでは、子育て世代の臨時特例給付金の件も先ほどと同様でございます、事業費と事務費がございます。事務費のほうが841万8,000円の交付を受けておまして、実績といたしまして、いろいろな先ほど申し上げましたような臨時雇賃金等で708万1,000円を使用いたしまして、その差額が61万7,000円。そして事業費のほうは、5,600万円の補助に対しまして実績といたしまして5,490万円となりまして、その差額の110万円が返却する分でございます。合わせて171万7,000円を返還するための予算計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 一応、事業費としては110万円というところで、これも1人1万円でしたよね、給付費。ですので、これは給付漏れというところはないですか、児童手当対象者なので。この分は、全ての方には一応対象者の方には申請書を送付してというところですので、もう給付漏れというところは原課としては考えられないというところですか。いろいろな事情があるんですか、やっぱりDVの方とか。その辺はどのように考えておられますでしょうか。

委員長（服部脩二君） 藤原生活福祉課長。

生活福祉課長（藤原孝二君） 給付率のほうは、26年度子育て給付金につきましては99%一応給付させていただいております。ただ、未申請の方も実際いらっしやいまして、申請勧奨を同じようにいたしましたが、申請書が出てこないというふうなところがございます。これも、先ほど申し上げましたように、広報であったりとか直接の勧奨もしているんですけども、届け出がいただけていないというところでございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。99%というところですが、せっかくのあれなんで、原課とすれば最善は尽くしたというところですか。わかりました。ありがとうございます。

もう1点だけ、すみません。19ページの環境センター運営事業なんですけれども、需用費3,300万4,000円減額補正になっているんですが、ちょっとその辺のご説明をお願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君） 中環境センター所長。

環境センター所長（中 嘉宏君） 環境センター運営事業のまず1点目、需要費です。3,300万4,000円ですけれど、内訳としまして、光熱水費1,000万円の減額です。こちらのほうは、平成27年度、電気代が、まず今、関西電力のほうから電気を受給しているんですけども、そちらから平成27年度、燃料高騰のため値上げするという事で一旦5,398万4,000円を当初予算でいただいたんです。実際、平成27年度が始まりましたら、27年5月から原油価格が下がってきたことに伴いまして、電気の使用料に基づく単価ですけれども、そちらが下落してきました。それに伴って電気代が年間で1,000

万円というところで余ってきたので、補正減額させていただきました。

次に、修繕料です。こちらが環境センターの長期維持補修計画に基づいて2件、当初から予定していたんですけれども、こちらが当初予算7,916万4,000円のところで、1件目が空気予熱器加熱器及び排ガス冷却器整備事業ということで、こちらが予算額が3,834万円のところ契約額が3,024万円、もう1件、粗大ごみ処理施設供給コンベヤー整備事業の分として、予算額が4,082万4,000円のところ契約額が2,592万円となり、合わせて2,300万4,000円を減額させていただいたものでございます。以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 減額されるということはいいことで、電気代等はわかりました。

それであと、整備業務の契約が当初の予算よりか契約金も大幅に安くなったということですね。そのしっかり契約交渉をしていただいたということなんですか。

委員長（服部脩二君） 中環境センター所長。

環境センター所長（中 嘉宏君） 2件とも契約先が荏原環境プラント株式会社ということでございます。

1件目のほうは、保守点検業務と同じような時期やったんでちょっと値切り交渉を強くということで、2件目については、今までコンベヤーの大規模補修というのをしたことがなくて、今後、補修するに当たってもないやろうと思って、荏原に何かええ方法がないかなというところで何度も交渉させていただいたらそういう額になりましたということで、お願いいたします。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。また今後ともよろしく願いしておきます。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。重光議長。

議長（重光俊則君） 2、3ちょっと確認とご説明をお願いします。

19ページですが、一番下のため池等整備事業でハザードマップの未執行ということで600万円、それに伴い国の交付金が削減されているんですが、これは、ハザードマップ未執行だったけれども28年度はそれを執行されるのか、あるいは必要なくなったのか、それはどういう状況になったか、教えてください。

委員長（服部脩二君） 山原水とみどり課長。

水とみどり課長（山原栄次君） この600万円の減額につきましては、大阪府の補助金を財源としまして執行予定としておりましたが、その府の補助金がない、ゼロということになりましたので、その分は今年度につきましては未執行ということで、翌年度以降に送らせていただいております。28年度につきましてはこの2カ所について執行したいというふうに考えてございまして、予算のほうも計上させていただいております。

以上です。

委員長（服部脩二君） 重光議長。

議長（重光俊則君） もう1点、21ページですが、道路新設改良事業で7,100万円減額になっているんです。道路の維持で6,200万円、道路新設で7,000万円とすごく大幅に低減しているんですが、これは27年度補正では下げて28年度工事は実施されるのか、その辺の状況をちょっと教えていただけますか。

委員長（服部脩二君） 白川道路課長。

道路課長（白川文昭君） それでは、こちらの減額の内容につきましてご説明させていただきます。

総括的に説明させていただきますと、交付金の減額に伴うものです。補助基本額で1億5,144万円の要求で事業を見込んでおったものですが、実際に国からの交付金が50.5%の内示率となったことによる減額でございます。

具体的に道路維持事業の内容についてご説明をさせていただきますと、道路維持事業の測量設計管理委託料につきましては、道路橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕設計委託費を2橋予定していたものを1橋分としたことで1,700万円を減額し、また、町道等維持修繕工事費については、永楽

線の法面修繕工事費の先送りや修繕工事発注による落札減によりまして1,180万円を、幹線町道及びその他町道等の舗装、修繕工事費については合わせて3,400万円を、補助金額の確定に伴い減額するものです。

続きまして、新設改良事業につきましては、社会資本整備総合交付金の先ほどの確定減額から町道小谷穴釜線の道路改良工事の改良工事費を歩道設置と用地協力者敷地の土どめ擁壁の最小限の執行としたことによる減額と、町道貝塚日根野線東和苑西交差点の改良事業におきましては、京都大学との協議を継続しているところですが、原子力規制庁の新規制基準に基づく各種審査により用地交渉ができない状況となっているところで用地補償費及び改良工事費が全て減額となったことなどから、用地費及び補償費、改良工事費の減額をしたもので、合計7,105万5,000円の減額となっているものでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）重光議長。

議長（重光俊則君）わかりました。

橋の件ですが、2橋が1橋になったと、その1橋は紺屋の橋ですか。違うんですか。2橋が1橋になったという、その1つは先送りになったのはどれか、すみません。

委員長（服部脩二君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）1橋の設計につきましては、紺屋のほうにつきましては大阪府と今、継続して協議をしておるんですけども、委託費で落としたのは紺屋の橋梁ではございません。別の橋梁です。

以上です。

委員長（服部脩二君）重光議長。

議長（重光俊則君）別の橋梁の名前を教えてくださいませんか。

委員長（服部脩二君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）高田の橋なんですけれども、ちょっと橋梁名は、すみません。申しわけありません。

委員長（服部脩二君）重光議長。

議長（重光俊則君）高田の橋で結構ですわ。結構です。すみません。

委員長（服部脩二君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）申しわけございません。楠木橋です。

以上です。

委員長（服部脩二君）渡辺委員、どうぞ。

委員（渡辺豊子君）今回、減額補正がすごく多いのでちょっと教えていただきたいんですけども、23ページの学校の分です。教育、小学校費と中学校費の分につきましても、また要綱設置等の事業費、その分に100%補助というところで設置されたと思うんですが、かなり大きな額が減額されているんです。これは落札減なんですか。ちょっと、その辺のプロセスをお願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君）山戸学校教育課長。

学校教育課長（山戸由紀美君）渡辺委員ご質問の件ですけれども、小学校費、中学校費で大規模改造事業を上げさせていただいております。27年度におきましては太陽光発電装置の設置と、あと非構造部材の耐震化、大きな工事を2つ進めてきました。また、全小・中学校で進めてきたという関係で大きな事業費となっております。今、質問のところでも言っていただいておりますとおり、大きな工事費に係りますので、入札に係る落札減というものも大きくなっておりますので、今回の減につきましては予定価格と執行見込み額との差額を減額させていただいているものです。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。かなりの減額だったということはありがたいと思います。

もう1点だけ、21ページの地域就労支援事業、商工費の分ですが、1,109万7,000円減額、何か不

採択になったというようなことでした。ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君）原田自治振興課長。

自治振興課長（原田哲哉君）21ページの職業能力向上講座委託料の減額でございます。こちらにつきましては、当初、9月補正におきまして国における地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型の上乗せ交付金でございますけれども、これを活用して、仕事づくり、人材育成、過去の観点から介護事業所において新規の人材を雇用していただき、働きながら資格を、旧ホームヘルプサービスの資格でございますけれども、それを取得して、継続して今後の雇用に結びつけるという事業で考えてございました。残念ながら国のほうから不採択ということでしたので今回減額ということで、その歳入の減額につきましては、11ページのほうの下の箱囲い一番上でございますけれども、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を同額減額させていただいているというものでございます。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）国のほうも介護離職者ゼロを目指してそういった方向で今取り組んでいると思うんですが、その中でこういった提案しているのをなぜ採択してくれなかったのかということ、その辺、理由等何か説明していただいているのでしょうか。

委員長（服部脩二君）原田自治振興課長。

自治振興課長（原田哲哉君）今回不採択というところでございます。この地方創生先行型上乗せ交付金の中身についての不採択の理由というのは、明確にはすみません、国のほうからは来てございません。しかしながら、その内容として私ども受けとめているのは、この交付金につきまして、やはり事業の仕組み、それから先駆性というところで審査されてきたというものでございます。私ども、その審査に耐え得るものというところでこの事業を提案していったわけでございますけれども、私以上の提案が採択されたのかなと。

この交付金につきましては300億円という中で採択されますので、残念ながら、先ほど申しましたように、私どもの提案以上のものが採択されてしまったのかなという理解をしているところでございます。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）なかなか厳しい関門なのかなと思います。またいろいろな提案事業があるかと思いますが、これにめげずにしっかりとまた提案をお願いしておきます。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（服部脩二君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで、総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時32分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するた

め、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 服部脩二

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 平成28年3月9日(水曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	江川 慶子	副委員 長	佐古 員規
	委員	重光 俊則	委員	浦川 佳浩
	委員	河合 弘樹	委員	二見 裕子
	委員	鱧谷 陽子		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	中尾 清彦
	教育 長	西牧 研壯	企画部長	南 和仁
	企画部 理事	明松 大介	総務部長	泉 谷 徹
	総務部 理事	阪上 敦司	総務部 理事	田宮 克昭
	住民部 長	貝口 良夫	兼契約検査課長	吉田 潔
	住民部 理事	藤原 伸彦	住民部統括理事	中谷 ゆかり
	健康福祉部 理事	山本 浩義	健康福祉部長	山本 雅隆
	健康福祉部 理事	田中 耕二	健康福祉部 理事	山戸 寛
	事業部 理事	田畑 洋	事業部長	大西 宏
	事業部 理事		事業部 理事	
	会計管理者	北川 雄彦	上下水道部長	下中 博之
	兼会計課長		上下水道部長	
	上下水道部 理事	永橋 広幸	教育次長	小山 高宏
	教育委員会	亀坂 典夫	政策企画課長	橘 和彦
	専務局 理事		政策企画課長	
	財政課 長	東野 秀毅	広報公聴課長	三原 順
	財政課 長		契約検査課債権	
	人事課 長	道端 秀明	整理対策室長	井口 雅和
	人事課 長		整理対策室長	
	自治振興課長	原田 哲哉	環境課 長	島尾 学
	介護保険・	野原 孝美	環境課 長	
	障がい福祉課長		保育課 長	阪上 正順
	保険年金課長	野原 豊彦	保育課 長	
	保険年金課長		まちづくり	馬場 高章
	道路課 長	白川 文昭	計画課 長	
	道路課 長		計画課 長	
	上水道課 長	大西 順二	水とみどり課長	山原 栄次
	上水道課 長		水とみどり課長	
事務局 局長	局長	阪上 清隆	生涯学習課参事	安田 辰弥
			書記	阪上 章

付議審査事件

- 議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 学童保育所条例
- 議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例
- 議案第24号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例

- 議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目（水道事業用地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについて
- 議案第33号 町道路線認定について
- 議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）

委員長（江川慶子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（江川慶子君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案20件の審査を行うものでありますが、案件の提案理由並びに内容の説明は、既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明はございません。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（江川慶子君）初めに、議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(江川慶子君)次に、議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)今この条例、高齢者からの相談とかいろんな相談がふえているということで、専門的な知識をとということなんですが、今、何日ぐらいご相談を受けていらっしゃるって何名ぐらいでされているか、教えていただけますでしょうか。

委員長(江川慶子君)原田自治振興課長。

自治振興課長(原田哲哉君)先ほどのご質疑で、今現時点での相談件数からまずご報告させていただきたいと思います。

26年度の実績で申しますと265名、実人数でいいますと186名の方の相談を承っております。また、27年度、今年度でございますが、1月末時点で225名の方、実人数で申しますと153名の方からのご相談でございます。また、開設につきましては、月、火、木、金という形で1時から、相談時間としては5時までという形でさせていただいております。

今、現時点で相談員の数は2名という形で運営しております。

委員長(江川慶子君)鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)相談員の方は交代でやっていらっしゃるのか、2人で同時の時間をしていらっしゃるのか、その辺についてお尋ねします。

委員長(江川慶子君)原田自治振興課長。

自治振興課長(原田哲哉君)今、2名が交代で1人ずつ入っている状況でございます。

委員長(江川慶子君)鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)わかりました。本当に年間で220何回、265回とかそのような回数をこなしていらっしゃるということで、このごろ高齢者の方の相談とか若者のネットで販売した後の相談とか、そういうのがふえているとお聞きしています。また時間帯とか、それから場所とかの考慮をこれからしていただけたらありがたいかなと思いますので、どうかよろしく願いしておきます。

委員長(江川慶子君)ほかに質疑はありませんか。佐古委員。

委員(佐古員規君)消費生活センターという制度ですけれども、相談員にちょっとお伺いしたことがあります。ちょっとお伺いしたいのが、まず1点は、相談の内容がどういうふうに反映というんですか、フィードバックされているのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

委員長(江川慶子君)原田自治振興課長。

自治振興課長(原田哲哉君)まず、相談の内容につきましては、P I O-N E Tというインターネットのシステムがございますが、そのシステムの中に入力いたしまして、全国消費生活情報ネットワークシステムという形でネットワークを結びまして全国のセンターが閲覧できるという状況で、例えば類似の相談があった場合というのはそこで一定の助言、相談内容を確認できますし、また、情報共有できているという状況でございます。

委員長(江川慶子君)佐古副委員長。

委員(佐古員規君)例えば、これは一例ですけれども、携帯電話等のL I N E等でのいじめの問題であつ

たりとかそういった相談を受けた場合に、直ちに例えば教育委員会側にそういう相談がありましたよと、こういったことも何か取り組む必要があるのではないですかとか、そういったようなフィードバックというのは仕組み的にはできているのかどうか、その辺についてどうでしょう。

委員長（江川慶子君）原田自治振興課長。

自治振興課長（原田哲哉君）相談内容に応じまして、ネットワークといたしますか、庁内の中でいえば、当然先ほど言いました高齢者とかが多い場合、うちの高齢福祉担当部局との調整、いわゆる就労支援とかそういったところでは生活福祉課等々、またその中で随時、相談内容に応じて連携をとっているというところでございます。

委員長（江川慶子君）佐古副委員長。

委員（佐古員規君）ありがとうございます。

あと、もう1点だけちょっとお聞きしたいんですけど、消費生活相談員資格試験について、もう少しだけ詳しくお聞かせ願えたらと思います。

委員長（江川慶子君）原田自治振興課長。

自治振興課長（原田哲哉君）まず、今ご質問ありました相談員の資格というところでございます。

現在、消費生活相談員の資格といたしますか、3つございます。国民生活センターの消費生活相談員資格がまず1点、それから2点目といたしましては日本産業協会の消費生活アドバイザー資格ということで、3点目といたしましては日本消費者協会の消費生活コンサルタント資格と、この3つが今現在資格ということでございます。

今度、法改正になりましたら、基本的には国で定める機関が試験の実施機関ということになります。今申しました3つの機関が一応指定される予定と今伺ってございます。同じく、この試験内容で、法で定められた相談員の資格になるという形でございます。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）差し支えなければ結構なので、26年度と27年度の主な相談内容というのは、一番相談の件数の内容が多かったものについて教えていただいてもいいでしょうか。

委員長（江川慶子君）原田自治振興課長。

自治振興課長（原田哲哉君）26年度の相談内容で申しますと、全体の27%を占めるんですけども、やはりインターネット、携帯電話等による架空不当請求、これが一番多かったところです。その次、2番目といたしましては金融投資とか投資信託に関する相談内容、それから3番目といたしましては新聞の契約、そういったところが多かったというところ、また、4番目につきましては健康食品とか食品表示の件、そういったところが50%を超えるのかな、約半数というところでございます。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第21号 学童保育所条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）まず、施設です。5つの学童の場所ですけども、これは現在と同じところで行っていくのでしょうか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）今お示しさせてもらっているのは現状の施設でございます。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）現在待機児童というのはいないというふうに聞いていますが、これから親御さんの働き方もどんどんふえていくということで、料金の設定も安くなった場合、現在の施設では収容人数というのはいふれてくるかなと思うんですけども、そういうときには、町としては施設のほうを広げていくというふうな予定というのはきちっと考えておられますでしょうか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まだ、今、委員おっしゃるみたいに、各小学校区ごとにあきが多いところ、厳しくなっているところというのはそれぞれあるんですけども、そういった料金が安くなる可能性があるということで利用者がふえる、住宅開発がふえていくということも含めまして、今、総合的に中長期的な整備計画を検討しているという段階でございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）先日の議員全員協議会でもいろいろお聞きしたんですが、もう少し本条例提案において、特に子育て支援で学童保育というのは非常に重要な位置づけにあると思われまのでご説明をお願いしたいんですが、指定管理と委託運営の差異、メリット、デメリット、それと、町が指定管理を今回選定した理由を教えてくださいませんか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず、ちょっと順番が逆になるんですけども、熊取町として指定管理者制度を導入したいというふうに考えたところは、もともと平成24年4月に子ども・子育て支援制度が開始されまして、自治体が主体的に学童保育、いわゆる児童健全育成事業を行う主体となるというふうに位置づけられたものがございます。それに基づいて町が主体的にやるとなると、直営または委託、指定管理といった手法が考えらえると。今の現状の補助という扱いにおいてはそれが十分に果たせないというような位置づけの中で検討を行ってきたというところが、まずもってございます。

その中で、直営というものについてはマンパワーのものとかいろいろとございますので、現状、今熊取町が主体的にやっていくという中においては、指定管理または委託の2つの選択肢の中から考えるべきものというふうにもともとのスタートラインに立ったところでございます。

その中で、指定管理か委託かという中におきましては、指定管理者制度にのっとる場合におきましたら、施設の利用許可を指定管理者が行ったりとか、さまざまな事業提案というものの、民間事業者のノウハウというものを活用した保育サービスが期待できる。さらに、指定管理者が自己の設定した保育料を自分の収入として活用できるというようなところが委託に比べてメリットがある。さらに、委託ということになりますと、これは長期継続契約でない限りは単年度契約という形になりますので、こういった事務的な作業効率、また、毎年変わる可能性があるということで、受託される事業者の混乱とかこういったところ、安定した経営に対しての影響とかを考えまして、指定管理者制度が最も望ましいのではないかと判断に至ったところでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）今ので、現在は補助という状況で、補助というのは、今の学童保育自体の主体はNPOにあるということですね。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）おっしゃるとおりでございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）運営はそうですけど、施設とかそういうものは町が負担しているということですね。それから、学童保育への補助というのは補助金として出しているという状況ですね。はい。

それで、指定と委託の件ですけれども、どちらかという今の補助状態というのは委託に近い状況になるのかなど。契約自体は全く違いますからそれは言えないでしょうけれども、形態として委託の形態に近いんじゃないかと思います。委託と指定の場合、指定になった場合は指定業者を公募して、指定管理者の選定の審査委員会にかけてそこで選定するというのは、5年ごとに定期的に実施されると。今、委託というのは1年ごとに変わるかもわからんとおっしゃっていますが、これまでかなり、数十年にわたって長期に学童保育がNPOで継続されてきたという状況、これは補助だからなってきたということになるかもわかりませんが、委託でやった場合、委託であっても1年契約で、契約が1年ごとであるとしても、これは長期契約を前提に契約されるという状況になると思うんです。それは、委託契約というのはもう1年契約になるということなんでしょうか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）もともと、地方自治法においても長期継続契約の規定がございますし、町においても長期継続契約に関する条例というのもございますので、その中において、今回のケースについては、長期継続契約という枠組みに関して照らし合わせたときには該当しないであろうと考えるんですけれども、例えばごみの運搬であるとかこういったところにおいては、随指定みたいな形ですずっとやっているというところもあります。これはすごく特殊なものでございます。そういった特殊な要因として認められるかというところの中で、現状では該当しないのではないかと今考えているところです。

委員長（江川慶子君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）少しだけ補足させていただきます。

委託になりますと、当然ながら課長が言いましたように自治法、本町の契約規則、これに基づく。指定管理の場合は入札というような行為ではございませんので、一定そちらの契約のほうの自治法の規定からは外れるという形になって、これが一つございます。委託になったときには、もちろん、先ほどのごみ収集なんかも認可という特殊なものですけれども、がありますので、ちょっと一緒には考えられないんですけれども、当然、自治法契約規則の中では、一者随契というのは基本的には認められないと。特にその一者しかないというような場合であればこれは別ですけれども、今回の場合でいきますと、やはり近隣の市町村を見ましても、民間事業者も含めて対応可能だというようなことを考えれば複数者による入札というような形になってくるのかなというところで、長期継続契約につきましては先ほど課長が申し上げましたとおりですので、必然的にやはり1年ごとの入札という形になってくるのかなど。

それとはまた別の指定管理者制度、これは3年もしくは5年というのが多うございますけれども、認められている制度である。ここはちょっと制度として違うというところをご理解いただければと思います。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）説明の随意指定で長期の契約ができないというようなことをおっしゃいました。ごみは特殊であるとおっしゃいましたけれども、ごみと今の学童保育を比べた場合、ごみを競争入札できないはずはないですよ。ごみが随意契約で長期指定がされているというのは非常におかしな考え方じゃないですか。ごみと比べて学童のほうは随意指定ができないほど長期的に組織的に安定しなくていいという今のは考え方だなというふうにお聞きするんですけれども、今の場合、ごみしか随意契約で長期契約はできないということが自治法で決められているんですか。

委員長（江川慶子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）ごみのお話が出ましたので、ごみのほうでご説明させていただきます。

ごみにつきましては、一般廃棄物の処理基本計画というものを定めております。その中で、収集については現状を維持するというふう決めておまして、そのことから町が委託業者であるとか許可業者というのを、現状の収集体制を維持するというところでございますので、変えないというよ

うな取り決めをして今現状、計画を進めておるところでございます。ですので、ほかの業者は許可を与えないものですから収集はできないと。ですから限られた業者になってきて、結果的に長期的に契約をしているというような状況でございます。これは、全然別の基本計画がございまして、それにのっかって事業が進んでおるといような現状でございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）これ、現状維持するためには今の業者でずっと契約せなあかんということをごみの場合言われていますけれども、学童保育の場合は、これが、ある契約者が受注してやっている場合に、学童保育という子どもたちを教育していくものが現状を維持しなくていいと、年々変わってもええという捉え方であるということですね。だから、ごみの場合は今の現状を維持せなあかんという考え方であるけれども、学童保育は年々契約者は変わってもいいという位置づけにあるから指定管理にせないかんということになって、今言われている学童保育の位置づけを、継続した学童保育をやってもらわなあかんという状況を維持することが目的としたら、ごみ処理と同じように長期随意契約というのは可能ではないんですか。それも自治法に触れるとおっしゃるんですか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）長期継続契約というものの枠組みと別に例えば一者随契でやっていくということは、やり方としてはありかと思えます。ただし、そのやり方が町の今後の財政とか予算、今までもともと補助金なり業者からの保育料が高いとか、こういった状況がこれまでもあった中において、こういった随意契約というものがふさわしいかどうかという中においては適切ではないのかなというところで、一者に対してずっと同じ金額でやっていく、言われた見積りのおりやっていくというところは問題があるんじゃないかなというふうには今考えているところです。

委員長（江川慶子君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）課長が申し上げたとおりです。長期継続契約はもう自治法にきっちり規定されている分ですので、それとは全くまた別で、それはできないよと。あと、できるのは随意契約という形、これがいわゆる先ほど言いました契約規則等に基づくものというような形でございますので、その中では、先ほど言いましたように、契約の内容が特殊であって、その業者しかいないよねというようなときは可能だというような形になっておると。それ以外は基本的には2者以上だよというので、今回はそうだろうと。

1点、我々は、単年度で変わることが是なんてことは全く思っておりません。子どもたちのことを考えれば、やっぱり同じ指導員が一定期間担当されるというのが一番いいという中で、やはり自由度が高くて今の保育の質も確保できる、なおかつ長期で担当することができる指定管理者制度、こちらのほうを選択したというところでございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）随意契約であれば、例えば2社以上ないとかんというようなこともおっしゃっていますけれども、今、学童保育で周辺の自治体で指定管理者制度をとっているところと委託でやっているところ、2つがあると思うんですが、その委託でやっている市町村と指定管理でやっている市町村を挙げていただけますか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）現状、阪南市が指定管理を入れておられます。泉佐野市は今年度から直営から業務委託に変わられました。田尻町は来年度から指定管理者を導入する予定でございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）今おっしゃったように、多くの市町村が指定管理に移行していないという状況です。これは自治法上おかしいと熊取町は考えるということですか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）これは、法的にどうかというのではなくて、各自治体における今まで培ってこられた学童保育の運営の背景であるとか、今直営でされていた中において、より効率的な経営が

望ましいとか、こういったいろんなことを総合的に判断された中において、いろんな選択肢のある中から選ばれている。逆に、今まで直営でやるのが普通やったところが委託なり指定管理というのが、今後ふえていく傾向にあるのかなというふうに考えてございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）直営であったものが委託とか指定に移行していくということですけど、今、大阪府内で、あるいは近畿でセリオというグループが放課後事業、学童保育をやっていますよね。これ、大部分は委託事業でやっているんですよ。今おっしゃった阪南市と田尻町だけが指定管理でやっているんです。それ以外は委託でやっている。それは、今のお話を聞くと、セリオというのは1年契約でいつ変わってもいいよという位置づけで出てきた会社やから、今まで長期的に学童保育をやってきていない事業者であるから、委託契約で、長期じゃなくて短期間で契約できる会社であるという位置づけで各自自治体は委託契約をされているという理解ですか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）そういったふうには私どもは理解してございません。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）熊取町が直営から選定が指定か委託しかないということでありまして、随意長期契約が学童の場合は当てはまらなと、ごみ処理のような現状維持も当てはまらなという考え方をとられているというのは非常に納得ができないところです。それから、阪南市と田尻町以外が委託の形態でなぜ継続しているかと、熊取町と同じ考え方でなぜ指定管理にしないのかということについて、十分に調査されていますか。それぞれについて、指定管理である、委託、どうしてそちらを選定しているのかということをお阪府の阪南町と田尻町以外の自治体について確認されてきておりますか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）それぞれの形態については調査しております。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）形態は誰でも調査できるのであって、なぜそれを選定しているかというところを今議論しているんですよ。熊取町は、ごみ処理のように現状維持を継続できる状態でもないと、学童は。だから、現状維持継続ができなくてもいい事業であるから、これは委託契約じゃなくて指定管理にしないといけないという立場をとっているんじゃないですか。そういう立場をとっている自治体があるのかどうかというのは、その確認をしていただけますか。どう考えておられますか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）そもそもですけども、国のほうで放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というのを定めてございます。さらに、それに基づいて熊取町は、各自自治体これは多少はアレンジされておるかもしれませんが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というのを定めてございます。この基準は、どこの自治体、全国どこへ行っても最低基準というのを守られるべき基準でありまして、その基準にのっとって直営であろうが指定管理であろうが民間がやろうがというところは十分守っていかなあかん。これを守らなければ、市町村は指導監督を怠ったということになってございますので、ここは必ず維持できるものと見込んで、もともと直営のほうが多かったわけですから、直営を指定管理、委託という形に動かそうというそういう動きが出てきているという中において、今後、各自自治体においては、これを5年間で切ろうが、泉佐野市やったら今年度、2年間の期間を定めた試行的な委託というのをやられていますので、皆さん悩みながらされているというのが実情かなと思うんですが、一定の基準はそういった法なり国基準なり条例に基づいて担保していく義務があるというふうに、その義務を外に外すからそこがどうでもいいというわけではないことで、やっていけると見込んで皆さん考えてやっているというふうに理解しております。

委員長（江川慶子君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 1点だけ補足、冒頭の課長の説明の中にもあったんですけども、現実的なお話としましては、今補助事業でやっておるといことも含めて料金の收受、これが指定管理になればその先、指定管理者のほうでできると。これは、現状もNPOが補助事業ですのでもちろんやっている。これが委託になれば町が実施するという形になって、これに係る人的な面も含めたコスト等も必要になってくるというようなところも考えれば、現状とそれほど変わりのない制度になる指定管理者、こちらのほうが町にとってもそういう面でもベターではないかというところは1点ございます。

委員長（江川慶子君） 重光委員。

委員（重光俊則君） 今この条例を出されているのは、今直営やから、直営としては直営を外す。だから、直営でない状態をつくらなあかんというところが目的と聞こえますよね。今、補助事業であって直営補助事業であると。非常にこの状態はおかしいので直営を外す。だから指定か委託の選択しかないんだという説明でしたよね。

委員長（江川慶子君） 違うよ。

委員（重光俊則君） だから、この学童保育を指定管理にする目的ですけども、これは何なんですか。とにかく直営から外して指定から委託にするというのが目的なんですか。

委員長（江川慶子君） 直営と違う。

委員（重光俊則君） 委託か指定にするということですか。直営補助事業ですよ。補助事業のことを言われていますけれども、今、補助事業というのは町の直営にないから……。失礼、ちょっと私、戻します。

町が主体にならなあかん。しかし、補助事業というのは町の主体にほぼ近いような状況であると思うんですけども、町が主体でないから自治体が主体とならなあかん。主体とならないかんから指定と委託に移行するというのは、これはいいですね。

じゃ、その中で指定と委託、どちらを選択するかということになっているんですが、指定と委託の選択については、ごみ処理と同じように、ごみ処理は継続せなあかんけれど、学童保育事業はそれと同じような特例事例とは考えられないという立場をとられて、これは非常に大きな問題だと思います。それは非常に大きな問題で、今の考え方をきょう変えてくれと言っても変えはれへんでしょうから、その考え方は本当におかしな問題だと思います。

それで、もう一つは、指定管理者に任せたら指定管理者が運営してくれるということを言っていますよね。それ、言いましたけれども、保育料を設定できる、保育料を設定して、そのできた利益を指定管理者が自由に使っていいというのが指定管理であるということをお先ほど説明されましたよね。学童保育の保育料というのを指定管理者に任せて、8,000円以下でやって8,000円でずつとやる、あるいは極端な場合非常に低下させる、それであと4,000円にして4,000円を利益にする、それができるというのは、今ご説明されましたように保育料を指定管理者が設定できるわけですから、8,000円以下で契約してその中でできると考えたら、4,000円の実際の実費を使って4,000円もうけたら、それは指定管理者がもうけたことになるんやということをおっしゃいましたよね。

だから、指定管理者が保育料を設定できるというのは非常に大きな問題なんです。各自治体が幾らの学童保育を住民の方に提供するかという重要なものを、あたかも商品を勝手に、商品販売を、例えばプールの使用料を指定管理しているから勝手に変えていいですよというようなものと同じような状況で、学童保育の使用料は、8,000円の枠で契約したら、あとは幾らでも自由に配慮がありますよと、指定管理はそういうことができるわけでしょう。そういうことはできるとおっしゃいました。

委員長（江川慶子君） できへん、できへん。

委員（重光俊則君） いや、できないというのであれば料金は勝手に変えられない。であれば料金は町が決める。町が決めるのであれば町が主体で決める。そうであれば指定管理でなくて委託でいいわけで、委託でもできるわけですよ。料金については、料金は指定管理でないといけないということ

にはならないわけでしょう。それはどうなんですか。

委員長（江川慶子君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君） 利益の部分からちょっと整理させていただきたいんですけども、もともと、先ほどから申し上げているみたいに、学童保育の基準を定める条例におきまして、熊取町が29年度からもしこれを導入するに当たっては、28年度中に指定管理者の候補者を選定するための作業に入りますけれども、この中において、今やったださっている学童保育事業、NPOがされている事業を参考にしながら、熊取町の条例基準を満たすための必要最小限、さらに、保育の質を低下させないための今の現状のNPOの学童保育の状況を参考にさせていただきながら仕様書をつくっていく。その中において、仕様書をつくると当然その設計価格というのは出てくると思います。設計価格を出したときに、今、条例で提案させていただいているのは8,000円が上限というふうなつくりになってございます。

今、現状で、議員全員協議会のときでもシミュレーション、正式には超概算なのでお示しはできていなかったんですけども、熊取町としてこの条例を提案させていただく際に、総事業費から導き出して熊取町が払うべき指定管理委託料のシミュレーション、さらに、利用者からその足らずの分をいただく分、これは8,000円あれば十分その事業を単年度やっていけるであろうというふうな見込みでこの条例を提案させていただいたというところでございます。

ですので、その費用が、例えば入札という言い方をさせていただくと、仮にこの事業をあなた方がされたら、私どもが、町が目算していたシミュレーションよりもより安く圧縮することができますよとなったときに、これが私どもがシミュレーションで指定管理委託料として設定した分を多少なりとも超えるという可能性があると思います。その超えた部分について、それを人数割なりで頭割りしたときにそれが8,000円よりもさらに5,000円ぐらいでもできるとかいうような話であれば、ここは5,000円の提案があった、ほんまにそれでできるんですかみたいな話を29年度までにかけて指定管理者の候補者との間で調整をしていった上で、29年度予算案という形で指定管理委託料とともに提案させていただく形になるのかなというふうにご考えてございます。

委員長（江川慶子君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 保育料の話でいろいろ出ておりますが、もう端的に、条例にも規定しておりますが、指定管理者はあらかじめ町長の承認を得て定めるという部分で、ここでまず一つあるという部分と、もう一つは、その後の調整というのは当然あるよという部分になってくるというところで、もちろん指定管理者の選定に当たりましては、料金のみではなくて、先ほど来出ておりますような保育の質、独自性がどんなものがあるのかというふうなところでもありますとか、これまでの運営実績、また学校や保護者、地域との連携をどう考えておられるのかというふうなところも含めて総合的な、当然プロポーザル方式ですので、選定をさせていただくというところで、もう1点、その後の、ここはちょっとまだ検討中のものもございまして、一定、経費についても精算が必要なものがあるよねと。例えば、本町が独自で現状助成しております減免制度に対する補助金、これなんかというのも、企業努力ではなくてあくまで人数、そのときまたま何人おるかというふうなところで増減してくるよねというふうなところ、そういったものも含めまして、精算というふうなところはちょっと今まだ検討段階でございまして。そういったものもあるというところをご理解いただければと。

委員長（江川慶子君） 重光委員。

委員（重光俊則君） そこで料金になるわけですけど、今の条例の中では8,000円の枠内でやっていくということです。先ほど、せんだっての議員全員協議会でお聞きしましたが、泉佐野市は六千数百円でやっておるということですよ。学童保育の料金は、学童保育を運営している運営者あるいは受託業者のための料金なのか、あるいは町が管理しやすい料金なのか、住民のための料金なのかと考えた場合、保育園の料金を指定管理にして、ある枠内であれば幾らにしてもいいと、それでその枠が周辺の自治体の保育料と比べて同等以下であれば、熊取町の保育というのはやはり子ども・子

育てしやすいということは言えると思うんですけども、学童保育も同じ位置づけで学童保育の料金が周辺自治体と比べてどうかというのは、これは熊取町にとって非常に重要な、子育て支援をしているまちとして、その料金は周辺自治体と比べてどうなのかというのは真剣に検討しないといけない位置づけにあると思うんですよ。泉佐野市が六千数百円でやっているというのがあるとしたら、泉佐野市の料金というのをどのように考えておられるのか。質では補填できない料金として考えておられるのか、泉佐野市が幾ばくかの別の補助金の体系をつくってやっているのか。

一番近々では、子育て支援のまちとして、今まで泉佐野市から熊取町に人口がたくさん入ってきています。ところが、いろんな保障の枠が医療費にしても同等になってくれば、学童保育の差というのは非常に大きいわけですよ。この大きな差で熊取町に住むか泉佐野市に住むかとなったときには、保育料とかが同じであって子育ての医療費補助等も同じであればどちらを選ぶかとなったら、学童保育料の多いところを当然選ばれるはずですよ。そういう重要な料金をこの条例で決めてしまうということは、これは泉佐野市の学童保育よりも非常に高い料金で熊取町は運営していく、それで子育てというまちを維持していくという考えがあるということなんですよ。そう捉えるわけですよ。

だから、料金自体を本当に真剣に熊取町が学童保育は幾らであるべきかということ、熊取町の子育てのまちと熊取をやる中で学童保育の量は幾らかというのを考えないで、今まで、いろんな議会とか委員会で1万円は高過ぎる、2,000円ぐらい下げたらええというのが声としてはあったと思います。だけど、2,000円下がったから、じゃいいということかというのは、やはり今の時代で熊取町が子育てのまちとして生き残れるかどうかという重要な状況にあると思うんですよ。そこで、8,000円というので8,000円以下も検討しますよということでもありますけれども、そのときに、例えば泉佐野市のセリオは六千数百円でやっているということであるとしたら、それを選んでいいのかどうか。今まで培ってきた、学童保育をやられているNPOが苦勞されてきているわけですが、その状況を断ち切っていいのかと。

だけど、熊取町が学童保育の料金を幾らにするのかというのは非常に重要な状況で、これを8,000円で今設定して5年間それが据え置いていかれたら、あっという間に熊取町の子どもたちは泉佐野市に行きますよ。今まで泉佐野市からどんどん入ってきていました、転入のデータを見るとね。泉佐野市からの転入者がそれまで結構多かったわけですが、26年は転入者は非常に泉佐野市からも多くなっています。そういう状況の中でこの料金を決めるのかというのは、非常に重要な決断、これでこの条例が決まったら、指定管理者となって8,000円以内であればそれはいいとするということを決めることになるわけですよ。これは非常に重要な状況で、本当にここで8,000円と決めて、熊取町が今言っている子育てのまちというのはできるかどうかというのは非常に重要だと思うんですよ。その辺はどうお考えですか。

委員長（江川慶子君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君） ちょっと一概に比較できないところはあるんでしょうけれども、もともと直営から委託なり指定管理になっていったところと、熊取町の場合、補助から今後、町が管理していこうということと、ちょっと逆のことをやろうと言っているところもあるんです。前提として、泉佐野市の料金の話が出ているんですけども、ちょっと議員全員協議会のときに説明が不足していたんですが、対象学年というのが泉佐野市は1年生から3年生までということで限られてございます。コスト面からいっても、熊取町とその部分も含めて費用が高い、低いというところは簡単には比べられないのかなというのはございます。ただ、印象として、子育て支援のまちというところにおきましたら、1年生から3年生までの受け入れをやっているところと比べましたら、6年生まで受け入れてくださっているところのほうがまだ優位性はあるのかなというところはございます。

さらに、8,000円というのは、コストが下がれば8,000円以内におさまるであろうというところで、まずは8,000円が上限というところで、安くなる可能性のほうが高いというふうに私どもは踏んでおりますので、これはまた指定管理者の候補者として算入される事業者と、今ある保育の質を落と

さない状態でどれだけ保育料の削減ができるのかというところは、今後、導入の後で検討してまいりたいということで考えています。

委員長（江川慶子君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 大きく今回我々が考えておりますのが、委員おっしゃっているとおり、保育料金、これはもちろん大きなことです。もう一つ、もう絶対に本町では欠かせない保育の質、これを維持する。保育の質とは何なんだというと、やっぱり人、指導員のところなのかなというところで、泉佐野市の話が出ておりますので申し上げますと、泉佐野市は学童を全て嘱託員で実施しております。本町が今回提案させていただいておりますのは、基本的には各学童のクラブごとに必ず正職がいてると。なおかつ、総括をする正職員、また事務兼連絡係というとおかしいですけども、フリー的な方も確保しましょうというような形で考えておる。ここが大きく違うところで、ここにつきましては、それほど現状のNPOがやっておられる質が下がるということはないだろうと、維持できるのではないかとというふうに考えておる。

ただ、時間的なもので、今までの午前中だったのが午後云々かんぬんというところは、一定やはりそこは我々も考えて午後からというような、勤務につきましてはですね。というところで考えさせていただいたというところで、この辺につきましても、当然ながら我々は現NPOの現場の動きというものも含めていろいろ意見を頂戴しながら進めてきたというところで、この辺もご理解いただければと。

委員長（江川慶子君） ちょっと続いているので、次の方に。よろしいでしょうか。

（「いいですわ」の声あり）

（「後でいいです」の声あり）

委員長（江川慶子君） ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 指定か委託かというふうな形で、委託だったら町のほうの事務もたくさん発生してくるというふうなこともあるというふうなのをお聞きしましたし、だから直営か委託か指定管理かということで、指定管理を選ばれたということで理解していいですね。私はそのように理解したんですけど、でも、その中でやはり質を落とすとしてほしくないというふうな思いはすごくあるんです。

12月19日に放課後児童健全育成のための基準を定める条例というんですか、熊取町の条例ですよ。放課後児童に対する条例の中でも「運営の水準を低下させてはならない。」というふうなところが第5条に入っていましたし、それから厚生労働省の放課後児童クラブの運営の指針の中でも、今いろんな、放課後クラブは多様性があるので、その中でも最低基準、それをするのではなくて、望ましい方向に導くため、全国的な標準仕様として性格を明確化していくということを国で定めていますし、だから、本当にうちの学童は国的にも高水準にあるというんですか、その辺は歴史的なもので守ってきたというふうなところもありまして、先生が給料が安くなるとどうしても1年、2年でやめられていくというその辺のことを、昔の学童保育の保母たちはいろんな物品を販売したりとかそういうことで先生のお給料も年齢ごとに少しずつ、それは普通の会社みたいにはいきませんが、少しずつ上がってくるというふうな方向で父母たちも努力して、今の学童の歴史をつくってきたというところがあるんです。その辺は、やっぱり1年、2年で給料安いからといって若い先生がやめていかれるというふうなことを防いでいこうということで頑張ってきたように私は感じているんです。

それで、やはり指針の中にも、子どもの安定的・継続的なかわりが重要であるため、放課後支援の雇用に当たっては、長期的に安定した形態をすることが求められるということと、それから放課後支援員等の勤務時間については、子どもの受け入れ準備や打ち合わせ、育成支援の記録作成、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められているというのが、これは厚生労働省のクラブ運営指針に載っております。だから、その辺を削ってしまわれるということとはちょっと質を下げってしまうようなことになってしまうのかと懸念するんですが、その辺はまた努力していただいてやっていただけるというのだったら指定管理はいたし方ないかなという思いでい

てるんです。またよろしく願いしておきます。

委員長（江川慶子君）何か答弁ありますか。ないですか。意見ということでいいですか。中谷健康福祉部長。

健康福祉部長（中谷ゆかり君）おっしゃっていただいておりますように、現状の質を下げてはいけないというのは、これは国からの通知でもございますので、我々も現状、長年、30年以上培ってくださったNPOが行っております、全国的にも先駆けて6年生までやっている。法律が後をついてきて6年生までで、実際、設備が追いつかなくて6年生までできなくてどうしようと悩んでいらっしゃる団体のほうが多い中で、先駆けて6年生までやっておられるということも含めて、質を落としてはいけないということは重々承知してございます。

今、鱧谷委員のご質問の中からは、時間を短くすることによる弊害というお話を頂戴いたしましたけれども、その分につきまして、我々、質を落としてはいけないということの中で、各学童保育所の連絡会のようなそういった時間もやはり設けなければいけないのではないかと、そういったところの算定もさせていただいてございます。

重光委員の冒頭、子育て支援に学童保育は非常に重要な位置づけであるというふうにおっしゃっていただいているとおりで、そのとおりでございます。学童保育だけでなく、熊取町のさまざまな子育て支援に実際に今ご協力いただいております。養育支援の必要なところにも学童の指導員の先生が行っていただいて、熊取町と一緒に動いてくださっております。そういった時間も実際のところは算定させていただいております。実際に、じゃ単純計算で何時間入れられるんやというのは当然難しいところではございますが、一定そういったところも配慮しなければいけないよねということで算定させていただいております。その中で他市町、近隣にも先駆けまして6年生まで実際やっておりますので、そのあたりの経費も含めて検討させていただいたところで、ぎりぎり8,000円なのかなというふうを考えております。

国の補助基準がございまして、学童保育の規模に応じて基本幾らとか、こういう延長をやっていたら加算が幾らとかという補助基準からも照らし合わせた金額設定で考えさせていただいてございますので、他市町と今比べられますと8,000円というのが高く見えるかもしれませんが、6年生まで拡大してくる団体につきましては当然指導員の数をふやさなければいけないので、その分保育料が上がっていかざるを得ないであろうというふうに見込ませていただいております。そういった中での金額設定であるということと、継続して熊取町の現在の学童保育の質を落とさない運営をしたいということで、指定管理を導入させていただきたいというご提案でございまして、答弁が長くなって申しわけございません。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。佐古委員。

委員（佐古員規君）もうざばり教えていただきたいんですけども、指定管理にした場合に期待する最大のメリットというのをお聞かせ願えたらと思います。予測されるメリットというんですか、お願いいたします。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まずは、条例で上限を定めているところで、柱でありますけれども、それは利用者に対する負担の軽減、これが一番というふうを考えています。これは、入り口の部分で今現状にも差があるであろうと見込んでいる中で、保育の質を維持しながら、さらにコスト、今の現状のNPOが参入されるということであったとしても、一定経費の見直しなども含めてやっていただくことで、その部分は効果が出てくるのではないかとこのところがございます。また、経費の部分において、熊取町として財源部分として5年間やっていただくに当たりまして、単年度ごとに精算できる部分は精算というところにおきましては、最初に28年度との比較になってくるのかもしれないですけども、その部分で財政効果額というのが見られる部分が今後出てくるのかなというふうを考えてございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）佐古委員。

委員（佐古員規君）もうこれは要望なんですけれども、ひまわりドームの指定管理をやられているように、やはり民としてのより一層の改善というんですか、経費削減のための努力であったりとか、それから保護者負担の軽減につながるようなそういう期待をしたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）先月の議員全員協議会から学童保育についてちょっと私のほうでもいろいろと考えていたんですけれども、基本的に指定管理という考え方に立つ上において、施設、物であれば指定管理というものは当てはまると思うんですけれども、今回のケースでいくと、物、施設を管理していくというものじゃなくて、2016年度であれば550人という子どもたちがもう入ってくるということが確定している中で、その550人の子どもたちを運営していく、管理していくという部分で見るとというのがどうも不自然な感じなんです。しかも、それが5年でないといけないというきちとした理由というのもまだ私の中ではちょっと、何で5年なのか、6年じゃだめなのかとか、もっと長い期間でもいいんじゃないかなとか、いろいろ自分の中でも思っているんですけれども、5年でないといけないという理由づけが私の中でもちょっとまだ腑に落ちていないというか、納得できていないという部分と、議長も先ほどおっしゃっていましたが、やはり熊取町は子育てのまち、学童がしっかりしているから熊取町に来たという声もやっぱりたくさん聞くんです。

私自身も、子どもが2年生で、非常に小さい子どもを持っている親御さん、その中から学童保育に預けている親御さんもいろいろたくさんいるんです。先ほどの話では向こうのNPOともしっかり協議して、できているという話だったかと思うんですけれども、ちょっと私の認識とは違うんです。保護者の人たちも今すぐ29年度以降どうなるか不安だという声が多量に聞かれる中で、実際に運営されている人たちのヒアリングでも非常に不安定というか、不安要素がたくさんあるという、いわゆる質の低下という部分を一番恐れている。国の指針に従って条例をつくっていくという部分はいたし方ないとしても、それが最終的に子どもたちに悪影響を及ぼすということになってはならない。子育てのまち熊取というものがなくなってしまって、もう今まで築き上げてきたものがなくなってしまう可能性だってあると思うんです。

なので、今までの答弁の中では、選定委員会の中で指定管理に選ばれる、選定されている、手を上げている事業者と協議していくという内容が多量に多いと思うんですね。料金の問題であったりとか開所時間の問題であったりとか、その辺がまだまだ決まっていなかった不安定な要素がたくさんある中で、非常に見切り発車のような感じにどうしても今までの答弁を聞いていると思われる部分がありますので、その辺がちょっと私の中ではしっかりとまだまだ議論していく余地があるのかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず、指定の期間に関してなんですけれども、5年が長いのか、また3年がいいのじゃないのかとか、こういう話もいろいろございます。10年でのほうがという話も尽きないと思うんですけれども、熊取町において指定管理者を導入するに当たっての指針の中においても5年というのが基本にあるというところから、まず5年かなというところで立っております。

あと、10年とやったらそれがまたいいのか、20年のほうがいいんじゃないのかというところもございますので、まず、条例の設定上は5年以内ということで定めさせていただいたところがございます。

また、委員おっしゃられるみたいに、まだ未確定な部分が多量にございますけれども、保護者への説明というところもございますけれども、何分やっぱり指定管理者を導入するに当たっては、全ての保護者に対して説明するという部分についてはまだ早急であるということもありますし、という段階でありますので、NPOの事務局サイドの方、理事長も含めてここ1年以上にわたって煮詰め

させていただいて、条例提案とさせていただいたというところでございます。

実際に、この条例の審議というのが尽くされた上で仕様書なりを固めていく中においては、さらにまたNPOのご意見もお聞きしながら、それと最終的にまた仕様書をこういうふうに出していくということ、募集要項ですか、こういったものを定めていくという中においては、また議員に対してもご説明させていただこうというふうに考えてございますので、これからまた十分議論をさせていただきたいと思っております。

委員長（江川慶子君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）課長が申し上げましたとおりですが、一般的に指定管理者制度、病院というような特殊な施設の場合、これは例えば10年、20年というふうな長いものがございます。ただ、一般的には3年、5年というものが多くございます。その中でやはり、先ほども申し上げましたが、指導員が一定期間、長期間のほうがいいだろうというところで、本町の場合は5年を基本的に考えておるというところでございます。

3年にしたときには、どうしても次の更新の手続というものが入ります。これにやはり1年、もう少しかかるようなところもございまして、例えば3年にすると、実績として1年分しか把握していない中で次の作業に入っていかなければならないというようなところも現実的にあるというようなところも含めて、5年がベターではないかと判断しておるというところ、もう1点、開所時間も決まっていない云々というようなお話を委員のほうからいただきましたが、開所時間につきましては条例でも規定されております。基本的には小学校の授業終了時刻から6時まで、また延長7時までというような形で、私が先ほど申し上げましたのは勤務時間のほうでございまして、開所時間としては決まっておるというところでございます。

もう1点だけ、あといろんなことが決まっていなくていいよねという部分がありますが、もちろん、先ほど課長が申し上げましたように、6月の時点でもう一度最終のこんな形で募集しますと、募集条件と言ったらいいですか、それはご提示いたしますが、どの指定管理者の募集についてもそうですが、一定それで募集して、当然ながら総合的な判断をした上で決まると。そこから先、いろんな細かな部分については調整というのが出てくると。これがまたよさである部分でもございますので、そこもご理解いただければなと。

委員長（江川慶子君）浦川委員。

委員（浦川佳浩君）いろいろ指定管理の上では、比較していくものというのがやっぱり物、施設ということになると思うんですけども、今回は人というケースなので、全く同じという形で考えるというのはちょっと難しいのかなと。

利用料金の部分で非常に今、議論が多く出ているんですけども、先ほど課長の答弁の中にも、安いところがあれば本当にそれでできるんですかというような話をしていくという部分があったかと思うんです。料金を圧縮していくということは、あれだけ小さな学童保育というクラブがある中で非常に施設も小さいですし、そんな大きなものは、お金がかかっているというのはほとんどなくて、やっぱり人件費の部分で非常に大きいのかなというふうに思うんですね。

料金の圧縮という部分では、やっぱりそれがイコール人件費の圧縮という形にほぼなるんじゃないかなと私自身は思っています。料金を下げる、人件費、給料を下げられて質を高くしていったというの是非常に難しい。これ、自分の立場になったら非常にわかりやすいと思うんですけども、給料が下がっていく中でコストの削減をしていってくださいというのを、しかもそれを質を担保していくというものは、頭ではわかっているけどなかなか理解できないんじゃないのかな。それがやっぱり最終的に子どもたちに、当然、職員がころころやめていくようでは子どもたちに悪影響を及ぼすというか、550人の中にはやっぱり問題を抱える子どももいると思うんです。その中で、せつかくこの先生とようやく子どもたちの心が開けてきて何でも話し合える関係ができたのに、だけでもそういった給与の面で先生がやめてしまわざるを得ない状況になってしまった場合、じゃ、その子どもを誰がフォローしていくのかという、必ずそういう問題が出てくると思います。

熊取町の学童保育というのはいいよねと、ここは学童保育がしっかりしているから熊取町に住もう、子育てのまち熊取というような形で、泉佐野市ほか他市の近隣からどっちに住もうかと迷われた人たちが、そういう熊取町の方針を見て熊取町に住もうと思われていた人たちが、学童保育の不安定さであったり先生がころころやめていく、料金が安かろう悪かろうという形で、もし万が一そういう悪い方向に向かった場合に取り返しがつかないということにもなる、そこが非常に心配なんです。いわゆる大人のコストの、当然これは高いより安いほうがいいという部分はもちろんあると思うんですけども、そういった意味で保護者の人たちにアンケートというか、実際にどういうものを望んでいるのかというような、職員の方がとっているのかどうかかわからないですけども、今、私の手元には、そういったいわゆる保護者の人たちの意向であったりとかこういう学童をしてほしいといったようなものを今持ち合わせていないので、実際に550人子どもを預けている人たちの要望であったりとか、そういったものもしっかりとこの議題の中に上げて議論をさせていただきたいなと私は思っております。

委員長（江川慶子君）意見がいろいろ出てきているんですが、質疑に絞ってご質問をお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）あと2点ぐらいちょっと確認しておきたいんですが、今の学童で障がい者、発達障がいの人なんか非常に面倒を見ていただいています。その状況が、指定管理になった場合どういところでそれが取り扱われるのか、その辺を教えていただけますか。

委員長（江川慶子君）障がい者の方の部分ですね。

（「はい」の声あり）

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）現状の補助制度におきましても障がい者の配置加算というのはございまして、それは実績に基づいて加配部分については手当てしているところがございます。今お示ししておりませんけれども、概算のシミュレーションの中におきましても、現状ベースを踏まえながら過去の数年間の平均でどれぐらいの障がいの児童が入られる見込みであるかということも一定考慮した上での試算を考えていきたいというふうに考えてございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。あと1点。

委員（重光俊則君）指定管理に移行するか業務委託にするかというどちらを選択するかという岐路で今、指定管理にされていますけれども、今までの話の前提では、この条例を出しても今のNPOが継続して事業をしていただくという前提が聞こえますよね。だから、そういう前提であれば、指定管理にした場合は公募しないとけないんですから、必ず手を上げてくる業者がいます。その業者と今のNPOを対比して判断するというのは非常に難しい状況です。その場合は、これまで学童保育を長年やってきたNPOの実績を無視した状況になると。

今、本当に指定管理して公募して指定管理の審査会にかけて決定するというので、NPOに行くかどうかは全くわからないというのが客観的な事実だと思うんです。だから、そうであるとするならば、せっかくここまで1年間NPOと詰めて、8,000円ならできるところまで来ているということが暗に説明されていますよね。そういう状況であるとするならば、今ここで指定管理者で泉佐野市のセリオというのが入ってくる可能性もなきにしもあらず、そういう状況で質が保てるかどうかというのは先ほどの話の中からはわからないわけですから、今ここで指定管理を選定するよりも、ここまでNPOと詰めてこられたのであれば、その状態で2年でも3年でも契約をして、その先を見据えてどうするかということも随意委託として、ごみ処理とほぼ全て同じような状況で継続すべき、現状を維持すべき事業としてやるべきであって、やはりここで指定管理で本当にもう切れてしまうという状況にあるという客観的な状況にあると思うんです。そういうのがいいのかどうかというのは、もう一度、本当にそれで今まで培ってきた学童保育が守られるかどうかということをお聞きしたいと思うんですが、町長、どう思われますか、この決定について。

委員長（江川慶子君）町長 藤原敏司君。

町長（藤原敏司君）今までの議論をお聞かせいただいた中で、住民が何を要望しているかというふうなことを考える中で料金ということが一番、その中にありましても質を維持するという、これは本当に難しいそういう判断をしなければならないというふうに思っております。その中で指定管理にするか委託にするか、ごみと保育のそういうものが全く違うというふうなご意見もあります。ただ、これをもって全てゼロベースで物事が進むということでは、その審査会の皆さん方もそうは思わないのではないかなというふうに、私個人的にはそう思うんですけれども、今までの実績、その中で8,000円という金額を協議の中で出してもらったということであるのであれば、そういう説明も審査会の中では十分させてもらうべきことやと思います。

だから、指定管理者制度を設定したからといってNPOが排除されるという、そういう仮定の話は私はないのではないかなというふうに思っておりますけれども、審査会の皆さん方が今の熊取町のそういう学童保育の中身について、料金について、これからのそういう要請がある時代に向けていろいろと判断をしていただけるものやというふうに思っております。

だから、一応は指定管理者制度で効率を求める行政の立場としては、委託よりは指定管理者制度のほうが行政の負担が少しでもなくなるというふうなことを考えなければならないのかなというふうに思っています。答えになったかどうかはちょっとわかりませんが。

委員長（江川慶子君）副町長 中尾清彦君。

副町長（中尾清彦君）今までいろいろ議論いただきましたけれども、基本は直営であろうが委託であろうが、今申し上げている指定管理であろうが、重要な部分というのは国のほうで指針が出ております。町のほうも条例をつくっております。児童健全育成事業に関しては、これはあくまで最低基準であって、これに基づいてうちのほうも条例をつくっております。実際に今後運営していく場合においても、今NPOがやっていますけれども、その状態を落としてはならないということがありますので、これは町に課せられた義務でございます。万が一質が落ちるようなことがあっては町の責務が果たされませんので、そこのところは十分守っていかなければならない、これはもう義務でございますので、そういうふうに考えております。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）今の学童の質を守ってやっていくということであれば、指定管理を選択するというのは非常に大きな間違いの選択になると思います。今の学童保育を町自体でやっていくとするならば、学童保育は今のNPOとともにどういう保育のあり方にすべきかということを検討して行って、さらにそれを改善していくということであれば、委託、随意契約ということをまず選択する。指定管理に直接今行くのは非常に早いという気がします。周辺自治体でもそこまで……

委員長（江川慶子君）意見は後ほど。

委員（重光俊則君）指定になっていない、それだけは申し上げて、今本当にここで指定管理を選択することは、大きな間違いになる可能性が非常に高いということは申し添えておきたいと思っております。

委員長（江川慶子君）もう意見のほうは討論でまとめていただくということで、質疑、ほかにございませんでしょうか。もうよろしければ質疑を終わりますけれども、ほかには質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第21号 学童保育所条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）この選定委員なんですが、どのような方がなられるのでしょうか。また、人数が決まっておられましたら教えていただきたいんですが。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）今ご質問のありました指定管理者選定委員会の、今、案ではございますけれども、規則で定める予定をしております、構成メンバーとしては学識経験者、いわゆる児童福祉分野において知識のたけていらっしゃる大学教授であるとか、あと企業の財務状況とかこういったものにお詳しい税理士、会計士といった方とか、あと住民の意見を聞くということで住民からの代表、各種代表の方になるかもしれませんけれども、こういった方であるとか、あと町の関係する職員、こういった方々を中心に考えたいというふうに考えております。

人数については、今現状は6名以内というふうに考えております。これは、ほかの既に先行して熊取町において指定管理を導入されているところでの指定管理者のメンバーの人数と合わせているという状態でございます。

委員長（江川慶子君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）1点だけ補足。

住民代表ということが出ましたが、現段階でございますが、できればやはり学童保育所ですので、小学校のお子さんを持っておられて、学童に預けてられるかどうかはまたわからないですけども、お母さんになっていただければというふうに考えています。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）1点だけです。学童保育指定管理者の選定委員を選定されるということに指定管理する場合はなるわけですけども、指定管理を選定される委員の方々がどなたになるかというのは非常に重要なことにもなります。これは、先ほど町長が委員の方には納得してもらえんというようなことをおっしゃいましたけれども、そういう公募で指定管理者であるとするならば、それは本当はおかしな話で、公募された方々の情報をもとに公正に判断すべきという事項であるということからすると、先ほどと同じですが、指定管理者に移すというのは非常に危険な判断であるということ意見を意として言っておきます。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この条例に関しましてですけども、国家戦略特別区域限定保育士となっております。こういう保育資格というんですか、それについてちょっとご説明いただけますでしょうか、もう一度。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず、本会議でも理事が答弁しましたがけれども、地域限定保育士を置ける特別区というのを定めてございます。大阪府、神奈川県、沖縄県、千葉県のうちの成田市、こちらの4つの地域が今、特区として認められておる中でございます。平成28年度から有効になるということになるんですけども、その準備ということで、通常であれば厚生労働省、児童福祉法における基準に基づいての一般的な保育士の試験というのは年に1回あるんですけども、それに加えて、全国的に行われる試験に加えて2回目の試験として、平成27年度は10月に実施されたということでございます。その実施主体はそれぞれの実施自治体が行ったということでございます。

地域限定保育士試験に合格された方につきましては、登録後3年間はその試験を受けて資格を取得した自治体の中でのみ保育士として働くことができます。4年目以降はそれが外されて全国で働くことができるというような状態になりますので、ここの特区におきましては保育士確保が一番のメインということで、こういった国家戦略特区を申請した上での制度設計ということになってございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）保育資格を得るための科目というんですか、それについてもちょっとお話があったと思うんですけど、それについて教えていただけますか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）前提としましてですけども、国の基準と全く変わりません。ですので、試験科目をそのまま申しあげましたら、保育原理とか教育原理、社会的養護、児童家庭福祉、社会福祉、その他いろいろ保育士試験で課せられる試験の科目、これが全て適用されるということになりますので、この方々がほかの保育士に劣るというようなことはないというふうに考えてございます。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）でしたら、1回受けるところが2回受けられるというところだけが違うということで、あとのことは全く変わらないということになるんですか。何か科目が少ないというふうなことをお聞きしたことがあったんですけど、それはないでしょうか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）今年度に関しましては、全国試験が先にごございましたので、全国試験においてパスした科目というのは10月に行われました地域限定保育士の試験においては免除されるというような形をとられたので、そういう認識になったのかなと思います。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）わかりました。

でも、ちょっと国家戦略特別区の限定保育士というのが私は考え方がおかしいのではないかと。国がされることなので町としてとやかく言えるようなことでもないし、大阪府が含まれているということで、熊取町ではこういう試験を受けはるという方は多分ないかとは思いますが、あるんですか。そうなんですか。そういうあれはあるんでしょうけれども、今保育士が足りないというのは、保育資格を持っている方が少ないのでは絶対ないんです。本当に保育資格を持ちながら保育士として働きたいと思いつつながら、お給料が安過ぎるということで保育士として働かずにほかのところで働いていらっしゃるという方がたくさんいらっしゃるというのに、そういう限定のところをつくってそこの保育士をふやしていこうというところは、ちょっともとの考えが違うのではないかと。やっぱり保育士のお給料を上げ、保育士のそういういろんな条件を上げていくことで、こういう限定保育士などをつくらずでもやっつけていけるというふうな状況ができるのではないかという思いが強いですので、こういう考え方はちょっと賛成をしかねるということをおしえます。

委員長（江川慶子君）中谷健康福祉部長。

健康福祉部長（中谷ゆかり君）委員のほうは国の制度についてどうお考えになっているかということに

対してとやかく申し上げられないんですけども、国家戦略の限定保育士につきましては、昔は高校卒業程度の学力があれば受験することができておりましたのが今、短大を卒業程度でなければ受験することができなくなっております。鯉谷委員おっしゃるように、有資格の方でも保育士業務についていらっしゃらない方がたくさんいらっしゃるんですが、保育士になりたくても短大を卒業していないから保育士の資格が取れなくて保育士になれない方、この方もまたたくさんいらっしゃいます。そういう方々にはこういう保育士資格試験を受けていただくということになりますので、仕事をしたいという方の資格取得にもつながる道ではないのかなというところもございまして、1点、その点だけはお含みいただければと思います。よろしくお願いたします。

委員長（江川慶子君）鯉谷委員。

委員（鯉谷陽子君）その辺もちょっとお伺いしたんですけど、昔、保育士試験というのは無資格の方でも3年以上の経験があると試験を受ける資格ができて試験を受けられたと思うんです。そういうことはもうなくなってしまって、短大を卒業しないといけないということになってしまっているのでしょうか、その辺また……。

委員長（江川慶子君）中谷健康福祉部長。

健康福祉部長（中谷ゆかり君）過去、生年月日で違いがたしかあったと記憶してございますが、今現在でしたら、短大卒業程度でなければ資格試験を受験できないということになっております。本来、大阪府では年1回実施しております、もともと数科目の中で、1年で通らなくても次の年に通っていない分だけ受けられるよという制度がございましたけれども、それではなくて、やはり女性全体が社会進出していただくためには保育士の確保が必要不可欠であるということで、働きたいと思われる方と保育士を確保したいという両方の思いから、保育士の資格試験をふやす方法論での特区制度ということになっております。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 5名）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第24号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第24号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。佐古委員。

委員（佐古員規君）議案書の51ページの第25条第2項中の前7日というのが、これ改善されたんやと思います。大変いいことやと思うんですけども、この7日間をなぜ改善できたのか、システム改修によるものか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（江川慶子君）野原保険年金課長。

保険年金課長（野原豊彦君）今日の日数につきましてですが、税制改正の影響を反映させていただきまして国保の条例のほうにも反映させていただくというような形で、今回改正させていただきました。以上です。

委員長（江川慶子君）佐古委員。

委員（佐古員規君）次の項でも同じかと思うんですけど、それも同じ理由でよろしいのでしょうか。次のとき聞いたらいいんですけど。

委員長（江川慶子君）そうやね、介護保険の部分になるのでまたそのときに。答えていただけますか。野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）同じでございます。税改正とあわせまして、同じように介護保険条例のほうも改正させていただいたものでございます。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありますか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）国民健康保険の限度額を上げるということなんですけど、これで4万円上がりまして、その4万円上がる人たちの人数はどれぐらいで、それでどれぐらいの金額が国民健康保険のほうに入ってくるのか。そして、その入ってきたお金を影響を与える方々というか、その方が何人ぐらいいらっしゃるのか、教えていただけますか。

委員長（江川慶子君）野原保険年金課長。

保険年金課長（野原豊彦君）まず、対象者の数でございますけれども、限度額超過世帯という言い方をさせていただいております。医療、支援、介護それぞれ若干ばらつきがございますので、最大の人数でいきますと、84世帯分ぐらいの方々がちょっと負担がふえるという格好の見込みをさせていただいております。

それと、今回の限度額改正によりまして収入といいますか、所得の分がふえるというのが、本算定と今回の引き上げの部分で比較させていただきますと、おおよそ350万円ぐらいふえるという格好になっております。それが、世帯の状況にもよりますけれども、おおよそ500万円から400万円の所得の世帯以下に影響が出て、若干引き下げに働くというような効果を想定しております。

以上です。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）影響の出る方々の人数というのはわかりますでしょうか。引き下げられると言われている方々の人数ですが。

委員長（江川慶子君）野原保険年金課長。

保険年金課長（野原豊彦君）実際問題、所得のほうは今かかっておられなくて全く影響が出ないという世帯もございますので、その世帯を抜かせていただいた状態におきますと、今回で影響が出ますが、おおよそ4,700世帯ほどの方々が何らか、場合によっては少額という場合もございますけれども、影響が出る世帯という形で想定させていただいております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）毎回限度額が上がるたびに言わせてもらっているんですけども、だんだんとこの効果というんですか、少なくなってくる。もう本当にいっぱいいっぱいまで皆さん払っていただい

ていて、4万円ずつ払えるという世帯が114世帯、これがまた引き上げられると、またその数というのも下がってくるかと思うんですけど、4,700人に振り分けられて一体幾ら効果があるのだろうかというふうな思いもしますし、もうこれをずっと続けていって、天井上がりに1,000万円以上を超える人が何かもう2人、3人になるまでどんどん上げていっていいのかしらというふうな思いもあるんです。

また今度、大阪府下で統一されるというふうな話を聞いていますし、そんなときにはこの限度額というのも統一されるということになるんでしょうか。その辺お聞かせください。

委員長（江川慶子君）野原保険年金課長。

保険年金課長（野原豊彦君）今、鱧谷委員のご質疑でございますけれども、賦課限度額につきましては、まず国のほうで基準というのを定めております。本町におきましては国の基準というのを準ずるといって来ておりますけれども、若干、今、国のほうはことし4万円上げるといって形に予定しておりますが、それより1年おくれぐらいの金額で、国と今4万円ほどすいている状態ということでの設定をさせていただいているというのがまず1点と、国といたしましては、社会保険のほうの先ほどご説明しました超過世帯の割合がおおよそ1.5%、本町の場合で今2.2、3%ぐらい超過されている世帯、要するに被保険者世帯数に対する超過世帯の割合という分になってくるんですけれども、になってございまして、国のほうはその1.5%ぐらいになるように調整するというところで、恐らく今後もまた上げていかれるのではないかなというふうに考えております。

あと、広域化のときでございます。あくまで現在の予定ということでご理解いただけるとありがたいんですけども、大阪の場合は、基本的に賦課限度額等につきましてはオール大阪ということでの統一する方向性、すなわち国の基準を採用する方向で今議論されているというふうに聞いております。ですので、本町につきましては、今は国から1年おくれという状況になっておりますが、平成30年度に広域化が行われる際には一定統一するという方向でお話が出る可能性が十分考えられますので、ある程度の引き上げというのはいし方ないという形で現在やらせていただいている状況というのをご理解いただけるとありがたいです。

以上です。

委員長（江川慶子君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、1点だけちょっと補足させていただきます。

課長の説明のとおりでございますが、そもそもこの限度額なんですけれども、軽減のための制度というよりも、むしろ高所得者の方の納付の納得性を得るためのものやと。青天井で保険料が何ほ高くなっても給付できる医療水準というのは当然のごとく皆さん同一でございますので、そうすると、高額の方が所得に応じて高い保険料を払ってもという、そういうのを納得いただくための青天井を限度額でとめているというような制度でございます。そういったことで、今回それを少し国の基準に合わせて改正させていただくというものでございます。

国のほうは、この改正に当たりましては政令のほうで限度額の基準を示しております。同時に軽減基準も示しているんですけども、軽減基準は、これはもう法定されております。したがって法律に従ってストレートで当然我々は従わなアカンんですけども、賦課限度額については、地域の実情に応じてやっても構へんよということをおっしゃっておりますので、我々、今それに応じて国より少しだけおくれた格好でさせていただいておるところでご理解いただきたいと思っております。

ちなみに、大阪府内43団体あるんですけども、そのうち30団体ほどはもう既に国基準になっておるんですけども、やはりもう少し慎重に対応したいというところで、本町のほうは1年おくれの限度額というところについておるといってございまして、その辺も含めてご理解をいただければと思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 5名)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(江川慶子君)次に、議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(江川慶子君)次に、議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)指定地域密着型で18人以下の小さいところということなんですけれど、こういう運営に関することなんかも定めていただいているんです。今、小さいところの事業所が経営が大変になってというふうなことをお聞きするんですけれども、いろんなこういう基準を達成していくのに大変なこともあるかと思うんです。その辺で町としてこういうふうな援助ができるというふうなことという、そういうのはあるんでしょうか。もう全く業者任せで、潰れていくところはもう潰れていくというふうな感じになっていっているんでしょうか。今、熊取町でどういう状態なのかちょっとわからないんですけれども、潰れていってしまっているというふうなところははないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長(江川慶子君)野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長(野原孝美君)4月の移行に伴いまして地域密着型に移行される事業所があるんですけれども、移行に伴いまして閉所されるという事業所等はございません。

あと、そういった町からの事業所に対する補助というのはございません。

以上でございます。

委員長(江川慶子君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(江川慶子君)次に、議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(江川慶子君)次に、議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(江川慶子君)次に、議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目(水道事業用地)地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目(水道事業用地)地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについての件を議題とします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）ちょっと教えてほしいんですけども、これ農業委員会との関連というか、業務内容がなくなったりとか、その辺がちょっと整理できていないので、教えていただけたらと思います。

委員長（江川慶子君）原田自治振興課長。

自治振興課長（原田哲哉君）今回のこの権限移譲につきましては、直接農業委員会とかかわるというものはございません。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）これは権限移譲に関することだと思うんですけども、泉佐野市と委託することによって熊取町から人を派遣するというのか、そういうことがあるのか、それから府のほうからお金がおりてくるかと思うんですけど、それに対しては泉佐野市のほうにお渡しするというふうになるのか、その辺ちょっと教えていただけますでしょうか。

委員長（江川慶子君）原田自治振興課長。

自治振興課長（原田哲哉君）まず、1点目の熊取町で人をという話でしたが、事務につきましては泉佐野市のほうにご委託させていただきますので、熊取町のほうで人を確保するということではございません。

それから、次にお金の話が2点目としてございましたけれども、委員おっしゃられるとおり、まず大阪府のほうから本町のほうに事務交付金という形でいただくこととなります。そして、我々委託してございますので、その事務交付金をそのまま事務負担金として泉佐野市のほうにお渡しするという形でございます。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第33号 町道路線認定についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第33号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の

件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君） 9 ページですけれども、歳入の繰入金で一般会計繰入金1,380万4,000円、それで町債で流域下水道事業債を1,330万円減額されているわけです。一般会計繰入金を繰り入れないで流域下水道事業債をそのまま使えばいいという状況にはならないんですか。これにはならないんですか。

委員長（江川慶子君） 永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） 重光委員ご質問の1,330万円と一般会計繰入金の1,380万4,000円、これ、金額は似ておりますが、あくまでも流域下水道事業債というのは流域下水道の建設負担金に伴うものでございまして、一般会計繰入金につきましては、あくまでも歳入歳出予算の調整用と補正予算ではなっておりますので、相殺するということはできません。

以上です。

委員長（江川慶子君） 重光委員。

委員（重光俊則君） ということは、社会資本整備総合交付金が減ったから一般基金から繰り入れないといけないという状況になったということですか。

委員長（江川慶子君） 永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） 今の状況では、一般会計繰入金が調整分となりましたのでここがふえたという形で、ただ、決算になりますと、あと工事の落札減等々ございますので、一旦歳入につきましては若干余裕を持たせていただいているということでご理解していただき、決算でまたお見せさせていただきますので、そこまでちょっとお待ちいただければと思っております。

委員長（江川慶子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。間もなく正午になりますが、このまま議事を続けますので、ご了承願います。

委員長（江川慶子君） 次に、議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）7ページの訴訟経費等負担金ですが、この内容を説明していただけますか。

委員長（江川慶子君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）談合事件に係ります住民訴訟等に要した訴訟経費となっております。主に弁

護士費用等になっております。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）さきの下水道のときもちょっと質問が抜けてしまったんですが、熊取町がかかった訴訟経費を各事業ごとに分担しているという、その分担はどのように配分されているんですか。

委員長（江川慶子君）井口契約検査課債権整理対策室長。

契約検査課債権整理対策室長（井口雅和君）こちらは、平成21年度から住民訴訟が始まりまして、損害賠償請求訴訟、弁護士報酬請求訴訟、いろんな訴訟その他債権整理業務の一連の経費を、住民訴訟で認定された144件の建設工事、それぞれ担当課がございまして、それを一般会計所管分、下水道特別会計事業所管分、水道事業所管分で認定額をもってそれぞれ要した分に対して案分をかけて集計してございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）これは全体で言うと、さきの裁判でも言われていましたけれども、1億3,000万円今のところまでかかっていると、そういう1億3,000万円の一部というのになるんですか。

委員長（江川慶子君）井口契約検査課債権整理対策室長。

契約検査課債権整理対策室長（井口雅和君）今回の訴訟に関しましては我々の人件費を除いてございます。訴訟にかかった弁護士への着手金、報酬金その他訴訟費用で、総額で3,566万579円でございます。それを今回、3会計のほうで案分いたしまして、それぞれ下水道での負担分、水道事業からの負担分を一般会計のほうにいただくこととなっております。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）その中で弁護士費用はトータル幾らなんですか。

委員長（江川慶子君）井口契約検査課債権整理対策室長。

契約検査課債権整理対策室長（井口雅和君）熊取町がということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

契約検査課債権整理対策室長（井口雅和君）しばらくお待ちください。

お待たせいたしました。先ほど総額で3,566万579円が全体額でございまして、このうち、熊取町の住民訴訟から全ての弁護士の報酬といたしましては985万5,000円でございます。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで、事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「12時09分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するた

め、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長 江川慶子